

平成18年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年9月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯邊昭二	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野瑤一也	生涯学習課長	山瑤善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕 3番 飯邊議員

- 1、「子ども110番の家」について
  - ・「子ども110番の家」の現状について。
  - ・協力者向けの対応マニュアルについて。
- 2、総合治水と水害対策について
  - ・流域対策の取り組みについて。
  - ・水害対策について。
  - ・今後の総合治水対策について。
- 3、「成年後見制度」について
  - ・「成年後見制度」の取り組みについて。
  - ・活用推進（広報・普及活動）について。

#### 〔2〕 14番 里川議員

- 1、総合評価型入札の考え方について
  - ・金額基準から社会的基準へと転換していく考え方について。
  - ・政策入札の確立について。
- 2、バリアフリー新法による今後の取り組みについて
  - ・これまでの計画などとの合致状況の見直しすべき点があるかどうか。
  - ・JR法隆寺駅・（仮称）総合福祉会館の法遵守の考え方について。
- 3、障害者自立支援法について
  - ・地域生活支援事業への国庫補助について。
  - ・聴覚障害者のコミュニケーション事業や視覚障害者の移動支援事業の考え方について。
  - ・自治体の独自減免の考え方について。

- ・協議会設置について。

#### 4、介護保険について

- ・10月からの軽度者要支援1、2の方の車イス・電動ベッドの利用について。
- ・地域包括支援センターの運営状況について。
- ・保険外の予防事業の考え方について。

#### 〔3〕 11番 三木議員

##### 1、県立竜田公園の安全対策とバリアフリーについて

- ・交通安全面で自転車通行する場合、自転車と歩道の分離について。
- ・竜田公園内バリアフリーについて。

##### 2、斑鳩町の学童保育について

- ・学童保育の現状把握について。
- ・斑鳩町学童保育条例について。

#### 〔4〕 9番 浦野議員

##### 1、予算編成における留意点について

###### (1) 歳入見積もりにあたって次の事項についての留意点は

- ・町税の予算計上での収入状態の実績調査は？
- ・不納欠損見込の積算について下記事項。
  - イ) 消滅時効（5年）で徴収権が消滅した町税は町長の不納欠損処分が必要か？
  - ロ) 相続人または清算人が承継する町税の納税義務は相続財産または分配財産を限度とするが、超過分の債権放棄は町長の不納欠損処分によるのか？
- ・滞納税の繰越計上での留意点は？
- ・追加財源の確保と、その計上での留意点は？
- ・税法改正が予想されるときへの対応策は？
- ・固定資産税の評価で、各資産の評価を適正かつ公平に評価する為の留意点は？
- ・軽自動車税で身体障害者に対する減免措置は全てに徹底できているのか？

- ・都市計画税は目的税であり、必ず都市計画事業にその税収を充当すると規定されているが、遵守されていますか？また税率の改正は予定があるのか？
- ・繰入金は、一般会計・特別会計・基金及び財産区会計間で相互に資金運用できる金銭であるが、全ての剰余金を他の会計に運用できるものでもない。特別会計から一般会計へ、また基金から一般会計への繰入・繰出で制限されるものはどんなものですか？

(2) 歳出予算編成での留意点について

- ・歳出予算編成方式として（積上げ方式）・（トップダウン方式）・（集中編成方式）・（財源割当方式）等があると思うが、当町の方式と、その採用理由は？
- ・一時借入金は性格上短期的なもので、通常当該年度の歳入・歳出予算に計上されないが、万一会計年度に償還されなかった場合の会計処理は？また一時借入金が適切かどうかの判断はどうされているのか？

(3) 今後の町債の増加を考えると、少々の歳出カットではおぼつかない。次年度に向けての特策は考えているのか？

〔5〕 7番 小野議員

1、法務局斑鳩出張所の統廃合について

- ・統合先が葛城支局から奈良本局へ変更された経緯を再度問う。
- ・統合先が変更されて生じた影響等を問う。

2、町長が会長である社会福祉協議会について

- ・3月議会の一般質問・予算委員会での答弁内容について、その真偽を問う。
- ・社協職員の雇用状況と内容を問う。

3、役場庁舎から吹鳴されていたサイレンについて

- ・吹鳴し続けていた認識と根拠を問う。
- ・8月15日限りで中止することになった経緯と今後の検討について問う。

4、平成17年度決算審査意見書について

- ・監査委員の「むすび」に対する認識と対応を問う。

〔6〕 12番 木田議員

1、公共事業以外の町道縦断掘削工事の許可条件について問う。

- ・公共事業以外の民間事業に対する許可要件と町の指導体制について問う。
- ・業者任せの工事实態をどのように町は把握しているのかについて問う
- ・工事完了後の維持管理については、誰が責任を持つかについて問う。
- ・縦断工事許可によりなしくずしに不良造成工事が進む恐れを懸念するが、町の指導は万全と言えるのか。

2、富雄川の河川管理の実情と周辺地域の変動について町の見解を問う。

- ・大和郡山土木事務所、奈良土木事務所管内の過去数年間の井堰の転倒回数の変動について。
- ・土砂堆積による中洲状態の増大と流量関係と河川改良工事との関係を早急に解決する方法について問う。
- ・大和郡山小泉町の（株）RAC奈良の造成工事による貯留池の機能を持っていた土地の消滅による影響について。

3、町民プール、野外活動センターの利用状況について数年間の利用推移を問う。

- ・本年は7月の長雨で8月は猛暑という気象状況で利用された人たちの意見と、他地域で発生した事故による影響は全くなかったのか。（町民プール）
- ・野外活動センターは短期間の利用状況の中で青少年の育成場所として存続しているが、費用対効果について町の見解を問う。
- ・近年における公営プールの廃止と民間委託の必要性について町の考え方について問う。

〔7〕 15番 中西議員

1、道路5ヶ年計画について

- ・本計画は、町道整備を行うにあたり必要であると思うが、現在の道路整備状況を見ると、都市計画道路の整備を優先するべきと思うが町の考え方は。

2、道路新設改良工事施工に伴う用地巾杭の設置について

- ・現在、新設改良工事を行うにあたり、工事施工前に土地家屋調査士により用地巾杭を設置しているが、工事の施工に際しての丁張等の設置は請負者側で設置するべきではないか。

3、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく区域指定について

- ・当該制度は市街化調整区域における土地利用の規制を緩和するものと思うが、市街化調整区域は本来、市街化を抑制する区域であると思う。この制度について町の考え方は。

〔8〕 13番 木澤議員

1、子どもたちを見守る取り組みについて

- ・各学校での取り組みの状況と、教育委員会の連携・支援について。

2、教育基本法について

- ・政府改定案の第2条「教育の目標」は憲法が保障する内心の自由を侵害するものと考えますが、どのような認識をお持ちでしょうか。国会での議論の中で、愛国心を評価項目に盛り込んだ「通知票」が各地で明らかになっていることとあわせて町の見解を伺うとともに斑鳩町の現状についてお尋ねします。

- ・同じく第16条「教育行政」、17条「教育振興基本計画」は国や地方自治体など行政の教育内容への介入になりかねないと考えますが、どのような認識をお持ちでしょうか。また、「教育振興基本計画」に「全国学力テスト」を盛り込もうという動きがあり、一部の地域で既に「一斉学力テスト」が復活し問題視されていますが、これに対する町の認識と現状について、あわせてお尋ねします。

- ・現行の教育基本法を生かした教育改革こそ必要だと考えますが、斑鳩町では、現行の教育基本法をどのように反映させておられますか。また、現行の教育基本法に問題があるという認識をお持ちでしょうか。

3、財政問題について

- ・住民税増税とそれに伴う新たな負担により、住民の負担増はどうか、またそれについて町はどのような認識をお持ちでしょうか。
- ・国庫補助金が削減・廃止されている事業について現在はどのような状

況になっており、町としてどのように対応しておられるでしょうか。

- ・今後、町が進めていこうとしている事業についての財政見通しと、町民への理解、町の説明責任について町の見解をお尋ねします。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、3番、飯邊議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 皆さん、おはようございます。

これより、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、昨日の朝、8時27分、紀子様が男のお子様をご出産されました。親王殿下のご誕生です。皇室においては、41年ぶりの男子誕生とのことで、お喜びを申し上げます。これからも健やかに成長されますようお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず1番目の、「子ども110番の家」についてであります。登下校時の子どもが巻き込まれる惨劇は、依然として後を絶たず、地域ぐるみで子どもの安全を守ろうと取り組みが広がっています。子どもを犯罪から守るためには、警察はもとより、地域住民学校関係者、ボランティア等が相互に連携し、子どもたちが安全に暮らせるまちづくりを推進していくことが求められている。

当町においても、子どもたちの安全の確保のため、地域ぐるみであらゆる角度から協力し、活動していただいております。子どもたちが地域で危険を感じた時など、安心して逃げ込める子ども110番の家は、発足して以来今年で10年を迎えました。その中でも、子ども110番の家は、地域住民の協力で、安全の啓発と身の危険を感じた時の避難所としてたくさんのご協力をいただいております。発足から10年を経過した現在子ども110番の家の役割は非常に重要であると認識すると共に、その意識の啓発が必要であると考えます。

そこで、以上のことを踏まえて2点についてお伺いいたします。

まず1点目の、子ども110番の家の現状について。

現在、子ども110番の家の現状と、一般家庭とその他の協力者の状況についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。



○総務部長（植村哲男君） 子ども110番の家の現状についてのご質問でございます。

子どもたちの登下校時などに、不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害を受けて身の危険を感じた時の避難場所といたしまして、当町では、子ども110番の家、通称「パゴちゃんの家」として、子どもの安全、安心を守ることを目的に、町内のご家庭の方の協力をもとに設置を行っております。

ご協力をいただいておりますが、一般家庭、商店等を合わせましての数値でございますけれども、平成17年度末での数字は519件、本年8月末現在で542件となっております。

また、町が実施しております子ども110番の家以外にも、たばこ組合では、子ども110番の旗を独自で作成されたり、大阪ガスでは、工事現場において、「子ども110番の工事現場」と印刷したのぼりを立てるなど、各事業者等においても取り組みをされているところでございます。

なお、これまで、子どもが子ども110番の家に駆け込み、身柄の安全を確保したという事案は発生しておりませんが、子ども110番の家の旗を玄関先に立てていただくことは、犯罪発生の抑止の効果となっているものと考えてございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご報告ありましたように、子どもの安心、安全のためにご協力をいただいているわけですが、昨年が519件、今年8月で542件ということですが、この数値は受け付けされた件数かと思えます。実際に設置していただいている状況はどのようになっているのか。また、この110番の家の設置については、学校の沿道において協力者がいていただいているわけですが、その状況を含めてよろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど私どもで申し上げました数字につきましては、我々として把握している数字ということで認識しておりますけれども、実際その後、破れたりなんかしてついてないという箇所もあるかもわかりませんが、そういった点検も、後ほどでございますけど、ご答弁させていただきたいと考えております。

それと、子ども110番の旗の設置状況と通学路沿道での状況はどうかということでございます。ただいま申し上げましたような関係で、8月末現在では542件ということでございます。そういった中で、昨年度、先ほど申し上げましたような調査をさせて

いただきました。そうした中で旗の破損等によります程度でございますが、40件程度ございました。旗がなくなっておりましたところも判明いたしております。改めて設置をさせていただいたところでございます。そういったことで把握をしているということで先ほど申し上げたところでございます。

また、通学路沿道の状況につきましては、町の教育委員会を通じ、PTAの協力を得ながら、子ども110番の家の充実に向け取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、報告を聞かせていただきまして、意識の啓発がこれから必要かなとは思いますが。それで、パゴちゃんの家としてのご協力いただいている協力者に対してアンケートの調査をしてはどうかなと考えるんですけど、ちょうど、先ほど申しましたように、設置されて、発足されて以来10年を迎えて、協力者に対して実態の把握をする上において、また再度認識を新たにするという意味において有効かと考えます。いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 子ども110番の家の充実に向け、協力者の方の意識を高めるためにはアンケートをしてはどうかというご質問でございますが、子ども110番の家の制度の充実に向け、これからどうすればさらに制度が活かされていくのかなど、いま一度原点に戻りまして検討も行っていくことも必要ではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） アンケートについては、実態と状況を把握していただいて、今後サポートする上において必要かと考えられます。よろしく願いいたします。

また、通学路沿いの状況については、学校関係者の方々、生徒の安全の確保のために色々ご協力をいただいているということで、今後とも一人でも多くの方にご理解をいただけるようさらに取り組みをよろしく願いいたします。

次に、・点目の協力者向けの対応マニュアルについて。

子ども110番の家の役割、子どもが避難しやすい環境づくり、子どもたちが避難してきた時の対処の仕方等、協力者に認識してもらうことにより、有事の時に有効であると考えます。対応マニュアルの作成についての見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 協力者向けの対応マニュアルについてのご質問でございます

これまでは、主に子どもたちの安全確保を図るため、子ども110番の家の活用について、各小中学校におきまして、保護者等を通じ、不審者等からの被害を受けて身の危険を感じた場合、子ども110番の家へ駆け込むように制度の周知を図ってきたところでございます。

また、協力者の方に対しましては、不審者等からの被害が発生しました際には、子どもを家に入れ身柄の安全を確保する。また、あわせて110番通報をしていただくようお願いしてきたところでございます。

ご質問の協力者向けの対応マニュアルにつきましては、これまで特に作成は行っておりませんが、先ほどご質問いただきました子ども110番の家協力者の方へのアンケート調査ということもございましたけども、それらを含めました中での今後制度の普及、充実に向けまして、子どもたちの身柄の安全確保はもちろんのこと、協力者の方自身の安全確保にも視点を置き、子どもが助けを求めてきた場合の接し方、子どもに尋ねていただく内容、110番通報の手順とあわせ、警察に伝えていただきたい内容等についての整理を行い、マニュアルの作成に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） アンケートの調査とあわせてマニュアルの作成に向け検討していただくということで、今後も意識の啓発についての取り組みをお願いいたします。

次に、2番目の質問に入ります。

総合治水対策についてであります。近年、集中豪雨や台風などにより、毎年全国の各地で大きな被害を受けている。都市化に伴う保水機能の低下など、開発による造成工事等で流出計数の値の上昇による対応が置き去りにされており、その累積が洪水を引き起こしている要因の一つと考えられます。つまり、降った雨がすぐ河川に流れるようになり、洪水が起こりやすくなっている。また、その他の自然環境による原因も考えられます。

昭和57年水害から24年たった今、大和川流域総合治水対策協議会を組織し、大和川流域で河川改修やダム建設を行っているものの、地域にあっては、部分的に河川改修が進まず、雨期に入れば、集中豪雨の時には溢水しないかと不安を抱くことさえあります。

一方、流域対策として、防災調整池、ため池の保全、雨水貯留施設、貯留浸透施設、

透水性舗装等により、河川に雨水が流入するまでに流域で雨水を貯留または調整するなど、雨水を徐々に河川に流すことを目的とした対策が重要とされています。

当町においても、本河川に流量の負担がかからないように調整をされていると思いますが、昨今の現状を考えますと、流量の増大はますます大きくなり、それに伴う対策が遅れているという状態です。

そこで、以上のことを踏まえて3点について伺います。

まず1点目の、流域対策の取り組みについて。

昭和57年水害以降の教訓を生かし、各地域にあつては流量の調整を図り、下流の河川に負担をかけないよう許容流量を制限するなど流域対策が実施されています。当町も、貯留施設を設置し流量の制限に努めていると思いますが、その取り組みについて伺います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 流域対策の取り組みについてということでございます。

本町といたしましては、大和川流域総合治水対策事業といたしまして、雨水貯留浸透施設、ため池治水利用施設などの整備を行い、流出抑制を図ってきているところでございます。

具体的な対策といたしましては、浸透施設として、役場駐車場をはじめといたしまして各公民館などに目の粗いアスファルトで舗装することによって、降った雨を土中に浸透させる透水性舗装の整備をいたしております。また、東小学校、斑鳩中学校、健民グラウンドには、大雨の時に水を貯められるようにグラウンド貯留施設を整備いたしております。さらに、毛無池、瓦塚池といったため池では、大雨時により多くの水を貯められるよう既存の施設を一部改良をいたしまして、洪水時に下流域の負担を軽くするといった対策も実施いたしております。

また、本町を含む奈良県内の流域25市町村と奈良県及び国土交通省で組織いたしております大和川流域総合治水対策協議会では、流域対策といたしまして、目標とする貯留対策量を定めまして、雨水貯留浸透施設及びため池治水利用施設にそれぞれに目標を設定をされております。

本町におきます計画対策量につきましては、貯留浸透施設では1,630立方メートル、ため池施設では2万9,700立方メートルとなっております。現在までの対策量は、貯留浸透施設では1,960立方メートルで対策率120.2%、ため池施設で

は1万4,582立方メートルで対策率49.1%で、両方合わせまして52.8%となっております。

なお、ため池施設の対策率49.1%につきましては、町の事業のみの数値でございます。まして、斑鳩町内では、県におきまして施工していただきましたため池貯留事業として天満上池で2万1,100立方メートル、松谷池で7,615立方メートル、慶花池で1万7,600立方メートルの3カ所について施工を行っていただいております。合計で4万6,315立方メートルとなりまして、町の対策量と合わせまして、町内では6万897立方メートルの対策を行ってきているところでございます。

ちなみに、県内の市町村全体の対策率は、貯留浸透施設で118.8%、ため池施設で34.0%となっております。

このように、貯留浸透施設の対策率につきましては、斑鳩町また県内市町村全体を見ても100%を上回っておりますけれども、ため池施設におきましては、整備することが非常に難しい状況となっております。しかし、今後も、この管理をされている地元水利組合等のご意見も伺いながら、ため池を利用した治水施設の整備の検討もしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、流域の抑制に対しましては、努力していただいているということがわかりました。現在、ため池の施設の対策率が49%ということで、全体を含めても52.8%ということで概要報告をしていただいたんですけども、今後、ため池の整備が難しい状況にあるということで、水利組合との交渉の中で進んでくるとは思うんですけども、しかし早急にはそれが対処されないというのが現状であると思います。

私の提案でありますけども、ひとつ雨水貯留施設を設置してはどうか、一つの対策という形で思うんですけども、これについていかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） その他の対策ということで、雨水貯留施設のご提案をいただいております。ただいまご回答をさせていただきましたように、ため池利用の対策については非常に難しい状況になっておりまして、引き続いて地元調整を図りながら、整備出来る箇所から施工をしていきたい、このように考えております。そしてまた、今後新たに建設する公共施設につきましても、透水性舗装などの施設を設置していく必要があると、このように考えております。

調整池の関係につきましては、開発行為を行うに当たりまして調整池を設置する必要があります。そういったことで、宅地開発等に伴います流出量を抑制するという事で下流河川に対する洪水負担を軽減する対策を講じていく、このように考えております。

その他の対策としても、大和川の流域の協議会におきまして、流域全体の課題として提起をしながら取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、部長答弁されましたのはよくわかるんですけども、確かに雨水貯留施設というのは、この対策対象には入っていないということで、先ほど言われた率の中には計上をされないということで。しかし、今後流域対策を進める上において種々の問題があってもなかなか出来ない。また、流域の目標達成に向けてしなければならないという現実がございます。その点を踏まえて、今、部長から答弁ありましたように治水対策協議会において、流域全体の課題として今後積極的に取り組んでいただくように要望しておきます。

続きまして、水害対策について。

局地的な集中豪雨により、町内の地域において浸水被害が発生しているところに対して、どのような対策をとられているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 近年、局地的な集中豪雨が多い中で、町内の一部地域におきまして水路の水があふれるといったような状況が発生をいたしております。そのようなことから、町といたしましては、降雨時にはパトロール等におきまして、水位の状況等の確認を行い、被害を最小限に食い止めるための水路改修等が可能なところから、この整備を行ってきているところでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 水路改修等について整備されているということではありますが、町内において浸水による水害を受けているところ、三代川と富雄川の関係以外について一体何カ所あるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 現在、水路改修等対策が必要であるというようなことで今認識をしている箇所については4カ所程度ございまして、その整備状況については、4カ所のうち1カ所については、現在施工をいたしているところでございます。残り3

カ所につきましては、その整備に向けた検討をいたしているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 整備に向けて検討中ということで、今後も浸水地域における箇所については、事前に把握していただいて早期対策を講じて実施していただくようお願いしておきます。

次に、3番目の今後の総合治水対策について。

まず、先ほど当町の雨水貯留浸透施設、また、ため池治水利用施設の対策率として、49%が示されたわけですけど、例えば富雄川の流域として、上流に奈良市、また大和郡山市がありますが、それらの対策率はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 富雄川の関係の市町村、奈良市、郡山市の対策の状況ということでございます。

大和川の流域総合治水対策協議会が示した数値でございますけれども、奈良市の対策率でございますが、雨水貯留浸透施設では54.7%、ため池治水利用施設では26.2%となっております。大和郡山市では、雨水貯留浸透施設では180.6%、ため池治水利用施設では46.4%となっております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今の値を示していただいて、上流に行くほど両市の対策率が低いということがわかるわけですけども、各市町村において対策における意識の高低と地域性により格差が出ているように思います。いずれにしても、一つの河川に対して目標を立て対策を講じていく上においては、互いによく協議をし合い、触発し、知恵を出していかなければ、達成は出来ないと考えます。治水対策協議会において、是非このことを訴えかけ、目標達成に向け努力をお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員も申されておりますように、急激にこの流域の開発が進んだことで、従来型の河川改修ではなかなか水害に対処することが困難になってきております。そうしたことで、総合治水として、また流域対策として、調整池の整備やため池利用の治水対策がとられてきておりますけれども、まだ十分ではございません。

議員言われておりますとおり、これからも流域全体が対策を講じることによって治水安全度の向上につながるものであると、このように考えております。また、ため池整備以外の手法で検討することについても、この大和川流域総合治水対策協議会の中で積極的に取り組んでいただくよう要請も行ってまいりたい、このように考えております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 先日の新聞に、57年災害についての記事が掲載されておりました。その中に、大きな見出しで、「過去の教訓を生かして意識改革を」と呼びかけています。まさに、今、連帯して事業を進める中で、意識の改革なくして事業は進まないとの問いかけであると私は思ひます。今後、治水対策協議会において、このような現実を踏まえ、積極的に取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

次に、3番目の質問に入ります。

成年後見制度についてであります。成年後見制度とは、認知症のお年寄りや、知的または精神に障害のある方などで、判断力が不十分な方に対して、財産管理や身の上看護、つまり介護施設への入所、退所についての契約や、遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し支援する制度です。しかし、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用等の観点から、認知症の高齢者、または知的障害者にとって、成年後見制度の利用は有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや、特に費用負担が困難なことなどから、利用が進まないことがあります。

最近、リフォーム詐欺をはじめ高齢者を狙った悪質な商法が頻発しております。成年後見制度の必要性はますます高まっております。この制度は、2000年4月にスタートしており、これまでも高齢者、障害者の権利擁護については、社会福祉協議会の福祉サービス利用事業で取り組まれているとは思ひますが、今年4月から地域包括支援センターがスタートし、権利擁護と成年後見制度の2つをうまく利用して支援することになっております。特にこのセンターについては、65歳以上の権利を擁護することによって、社会福祉が設置されていることから、成年後見等の必要な情報をこのセンターに集めるかが対策の重要なポイントの一つであると思ひます。

そこで、以上のことを踏まえて2点についてお伺ひいたします。

成年後見制度の取り組みについて。

現在、町でこの制度について地域包括支援センターで対応していただいていると思ひ



ますが、どのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 成年後見制度の現在の取り組みの状況ということでご質問でございます。

質問者もご指摘のように、現在、地域包括支援センターにおきまして、お金の管理や契約を結ぶことに対しまして不安があったり、頼るご家族もおられない方などから相談があった場合につきまして、成年後見制度をご利用いただくための手続の支援とか制度のご説明を行っているところでございます。

また、町長におきましては、身寄りがないなどの理由で申し立てをする人がおられない場合、また認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方につきまして、その福祉を図っていくという観点から、特に必要があると認める時につきましては、法定後見制度の後見、また保佐並びに補助開始の審判の請求をすることが出来るということになっております。このことから、こういったケースに対応出来るようにということで、申し立てに必要な費用といたしまして、18年度の予算として10万円を計上させてもらって予算化もいたして、このようなケースに対応を図っていくというようにしているところでございます。

ただ、この関係に関しまして、そういう方々からの町長への申し立てというのは、今現在1件もないという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） ちゃんと対応していただいているということで、実際にこの制度についての相談、あるいは利用される方がいるのか、また周知についてどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今までこの関係でご相談に来られた方につきましては、相談者はございます。ただ、ご本人からの相談ということではなくて、そういう制度を知ったということで、子どもさんとかその方のご兄弟からの相談が多いようでございます。また、民生委員さんからも聞いたということで、地域包括支援センターの方の窓口に来ていただいた方もおられるということでございます。また、高齢者の2人暮らしの世帯の方でございますけれども、親戚の方も遠方におられて援助を受けるのが難しいという世帯の方で、この成年後見制度の利用につきましても、相談者の方本人も希望をさ

れましたので、支援をいたしたケースというのが1件包括支援センターの方ではございます。この支援というのは、その申請の手續等の関係の書類の作成とかといった支援を包括支援センターの方で行ったということでございます。

こういふことで、今、質問者も言われてますように、地域包括支援センターにつきましては、権利擁護、成年後見制度の取り組みだけではなく、介護保険の関係で色々の取り組みをしていただいておりますので、それらの方々が介護保険の関係でも相談に来られた時に、こういう制度のご説明もさせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひます。

周知の方法でございますけれども、今、申し上げましたような形で、色々と地域包括支援センターでご相談をいただいている機会をとらまえて、そういう形での周知も図らせていただいております。そういうことで、敬老会とか出前講座などでチラシを配布をさせていただいたり、社協の方から福祉だよりを発行していただいておりますけれどもそのところの9月号でも広報をさせていただいているということでご理解をいただきたいというように思ひます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 本人が認知症等により判断力が著しく不十分になる前にこの制度制度については法的、また任意の制度があるわけですが、身近な民生委員、福祉の関係者の方に周知はされているとは思ひますが、また今後相談者がスムーズに相談が進むように対策をする必要があります。その点についてどのようにお考えになっているでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） さきのご質問でもお答えをさせていただいておりますように、民生委員さんを通じて成年後見制度の関係でご相談にも来ていただいた方もおいでになります。毎年民生委員さんは研修をされております。その中でも、介護保険制度とか高齢福祉サービス、障害福祉サービス、児童に係ります制度につきまして色々研修をされまして、その中で職員が出向きましてそれらの制度についてのご説明をさせていただいております。その中で、この制度の周知もさせていただいて、民生委員の皆様方にはご理解をいただいているということ、先ほどお答えをさせていただいておりますように、民生委員さんを通じてのそういう形のご相談もあったということでございます。それで、こういふことで、色んな機会をとらまえて、そういう福祉の関係をし

ていただいている方々に制度の周知を図っていきたい、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） ちゃんとその辺の周知は図っていただいているということで、今後よろしく願いいたします。

次に、2点目の活用推進について。

先ほど冒頭で申し上げましたように、この制度に対する理解が不十分であることから利用が進まない。このような事態に対応するには、わかりやすくこの制度の周知をしていく必要がございますので、広報等でちゃんと行ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただいてますように、色々な機会を通じましてそういう制度の周知を図っているところでございます。町の広報にもそういう形で、確かに後見制度の関係につきましてわかりやすい形での掲載をして周知を図ったことがないわけでございますので、その辺につきましましては、この制度のわかりやすい形での広報に掲載をさせていただきまして、皆さん方に制度の周知を図っていきたいというように考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今後、介護、高齢者、障害者等のサービスが進む中で、地域の福祉の関係者等の方々とよく連携をとっていただいて、福祉の充実と向上に努めていただきたいと要望し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、3番、飯邊議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきますと思います。

まず1点目、総合評価型入札の考え方についてということをお聞きさせていただきます。

これまでに、入札につきましましては、私も幾度となく質問をしてきた経過がございます。基本的に今までの落札率が高過ぎるために、談合のような要素を払拭させる必要があるということを感じ、そのことについての工夫を求めてきたというような内容だった

と思います。その反面、今議会では、議会の議案にありますように、低価格入札というふうになったものもございます。このことから、私はさらに入札について少し研究をさせていただきます。今回は、さらに踏み込んで、時代の流れの中で入札のあり方について町がどのように考えているのかということを探りたいと思っています。

まず、現総務省の、当時は自治省でしたが、1999年2月に地方自治法施行令改正を行いました。そして、2000年9月20日に通達が出されていると思います。「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」、これはかなり一定の年数がたってきたわけなんですね。私も、このことに着目をさせていただき、今、まさに金額基準から社会的基準へと転換していく、こういった考え方が必要なのではないかと、いうふうに考えたわけなんです。

ところで、町におかれましては、こういった通達が出た中で、現在このことについてのようにお考えになられているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されておりますように、いわゆる1999年2月に地方自治法の施行令が改正されて、一般競争入札におきましても総合評価型入札の導入が可能になったということでございます。それについては我々も承知しておるところでございますけども。

そうした中で、この関係につきましては、従来型の入札では、価格のみを決定の要素としておりましたけれども、ただいま申されておりますように、総合評価方式におきましては、価格以外の要素、例えば工期の短縮や安全性、環境への配慮なども評価して総合的に判断し、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する一つの入札方法であらうと考えております。

しかし、町が発注する工事におきましては、価格以外のどのような項目について評価すべきか、評価の基準について定めることは大変難しく、また専門的知識も必要なことから、業者決定に時間はまたかかるということも聞いております。そういった中で、当町のような小さな規模の町村にとりましては、即総合評価型入札の導入については難しいのではないかと考えております。しかしながら、そういったことにつきましても今後研究はしていかなきゃならないと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長が研究をしたいと言っていたので、

ぜひとも、私たちが物を買う場合、何を基準に買うのか。町も工事を発注される時に、単に金額が安いというだけで私たちは物を買わない。金額はそれは安い方がいい。けれども、価値観のある物を買いたい。自分の価値に合った物を買いたい。それでなお金額が安い方がいい。こういった考え方というのが、これからやはり必要になってくるのではないかというふうに思っております。

私もちょっと色々調べさせていただきましたけれども、この総合評価型入札、実現をされているところというのは、かなりやっぱり大きい規模なものですから、まだ3万人程度の斑鳩町でこの総合評価型というのは、いきなり無理があるのではないかというふうにも確かに考えました。

そこで、2点目に書かせていただいているわけなんです、政策入札の確立についてということで書かせていただいたんですが、この政策入札の確立についてというのは、先ほど部長もちょっと環境のこととかおっしゃっていたと思うんですが、実は環境への配慮。それと、福祉ですね、障害者雇用などをきちっと履行されているのかどうか。また、男女共同参画を事業者としてきちっと意識を持って進めておられるのかどうか。そしてまた、企業のポリシーとしてきちっと公正労働基準に基づいて従業員に働かせていただいているのかどうか。こういったことについてをきちんと社会的な価値として入札に盛り込むというふうな考え方が広がってきてまして、特にこの中の、その町、市で一つ男女共同参画を特に力を入れているというところでは、この男女共同参画社会の取り組みを進めているところについて、もちろんその自治体も色々な中小企業に対して支援もしているわけなんです、それと共に、契約を結ぶ競争入札参加資格者の格付けを行う際に、経審事項の審査結果プラス、その基準に達しておれば、その総合数値に5%加算するというようなことを行っている。

このことについては、やはり先ほど挙げました4点につきまして、特に斑鳩町ではこういう問題については、斑鳩町が政策としてきちっと取り組んできている。環境しかり福祉しかり、様々な分野で斑鳩町は非常に他の自治体に先駆けて取り組みを進めていると私は高く評価しております。ですからこそ、なお入札に関しましても、そういった斑鳩町の政策を掲げた入札の仕方、こういったものを取り入れていくべきではないか。総合型入札をするにしても、とりあえずこの政策的な入札の確立を少し考えていただけないかというふうに考えているわけなんです、政策入札というのは、総合評価型と若干手法が違ふと思いますので、この入札の確立についてのお考え方についてもお尋

ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 入札制度の中に、政策課題である環境、福祉、男女共同参画公正な労働条件などの要件を入札参加の中等に、いわゆる経審の中で加算したらどうかというような取り組みを考えてはどうかということでございます。

一般競争入札における参加資格といたしまして、入札に参加しようとする業者が、環境への配慮を行っているか、障害者雇用などの福祉にも配慮しているか、男女共同参画を進めているか、公正労働条件を適正に維持しているかということにつきましては、企業イメージの向上にも役立つことであります。これらの要素を総合評価型入札の価格以外の要素、あるいは入札の参加資格としての関係等に取り入れるということは可能であろうと考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、総合評価型入札の導入を研究していきたいというようなことも申し上げたところでございますけれどもそれらにあわせまして研究をしてまいりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ただいま、さらに研究をしたいというご答弁をいただきました。実は、企画財政課の方へ参りまして、斑鳩町が男女共同参画推進状況調査票というのを、契約をしようとする事業者、申し出のあった事業者に対してこういう調査票をお渡しになっているということは、お聞きしております。一歩進んで斑鳩町では、18年19年に斑鳩町の入札に参加する、申請書を上げたいという事業者に対してこういう調査をしたというところについては、評価をさせていただきたいというふうに思っております。

斑鳩町が作りました女と男が輝く未来計画、この中に、あらゆる分野への男女共同参画を進めるというふうに、基本目標2で挙げられているわけなんです。私は、この中で、本当に重要なことを斑鳩町はこの行動計画の中に書かれているというふうに思っております。ぜひこの政策を、斑鳩町が持っている政策を広く事業者にも求め、そして社会的に広がりを持たせ、この社会全体の中でこの斑鳩町が推し進めている政策がいかに重要な政策であるかということをやより多くの方に理解をしていただくためにも、そして理念を持って政策を遂行する斑鳩町というイメージを町民の皆様にも持っていただきたいし、企業の皆さん方にも率先してそういうことをやっていただけるということは、ひいては社会全体のためになるというふうに私は信じています。

ですから、今後、先ほど申し上げました、特に4点を挙げさせていただいておりますが、これらをぜひ重視しながら、今後この入札の問題については、そういったきちっとした価値観を見い出せるような入札方式というものをさらに追求をしていただきたいということをお願いをさせていただきまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目に挙げさせていただきましたのは、本年成立をいたしておりますバリアフリー新法について挙げさせていただいています。

バリアフリー新法につきましては、2006年、第164回通常国会で制定となりましたけれども、既に1994年にはハートビル法、2000年には交通バリアフリー法が成立をいたしまして、これまでこの2つの法律で色々バリアフリーが進んできているということは承知をしているところですが、この本年成立されたバリアフリー新法につきましては、対象施設を拡大するということとか、それとこれまで対象者が限定されていた。この対象者、高齢者と身体障害者というふうに限定されていたものが、身体に限らず広く障害者というふうに変わっているということになっています。

これらのバリアフリー新法の拡大された部分を含めまして、斑鳩町がこれまで色々計画をつくってきていただいています、色んな事業を進めてきていただいていますけれども、それらがこのバリアフリー新法と合致しているのかどうか、見直す必要があるのかどうか、この点について少し気になりましたので、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われておりますように、バリアフリー新法におきましては、高齢者と、そして障害者等という形で、すべての形で障害者の方々を取り込んでの法律の制定という形で、旧来の2法の関係で見ますと、身体障害者という限定をされておったところなんですけれども、障害者のすべての方々、そして高齢者を対象にということでこの新法が制定をされ、その方々が移動をしやすいまちづくりをということでこの新法は制定をされた経緯がございます。

一応バリアフリー新法と言われておりますけれども、正式名称といたしましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」ということでございます。ただ、現段階では、法律は制定をされておるところではございますけれども、政省令というのがまだ定まっておりません。この中で、国の基本方針とか、その対象となる施設ごとのバリアフリー基準の策定作業というのは、現在国土交通省の中で進められており

まして、その関係が本年中にも出てくるのではないかとというように我々としては状況を把握しているところでございます。

こういうことから、今、申されてますように、ハートビル法と、それから交通バリアフリー法の関係に基づきまして、そしてまた県の住みよい福祉のまちづくり条例に基づきまして総合計画に考え方を掲載し、なおかつそれらをもとにして各施設につきましても整備、また改善に取り組んできているところでございます。

質問者もご承知をいただいておりますように、県の条例につきましても、この旧の2法よりもかなり厳しく条例が制定をされているところでもございますので、我々としたしましては、ご指摘の総合計画の中で見直すところとかいう点につきましても、そういうことで現在どういう形の政省令が出てきて基準が出てくるのか、また対象施設がどのようになるのかというところを、状況を的確に把握して、それらをもとにして、今後総合計画を見直すべきところは見直していかなければならないのではないかと、このように考えておりますので、その点ではご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 国交省の方も、本年中に色々な基準を定めるというふうに言っているようですので、ぜひともそれらが整備され、今、部長申されたように政省令がおりてきましたら、斑鳩町がやっている施策が問題がないのかどうかという確認をする作業などもしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

さらに、2点目なんですけど、JR法隆寺駅、そしていよいよ動き出しました総合福祉会館、これらの事業につきましても、今、まさにやっている事業、そして今後やっていく事業ということについて、特に私自身もこの点についてさらに間違いのないようにやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

この法律によりまして、既存施設は努力義務というふうになっておりますので、既存施設、そしてまた既存の色々な事業につきましても、努力義務ということもありますけれども、今後の問題につきましても、やはり特に駅と駅周辺、そしてまたそういったお年寄りや障害者の皆さん方がご利用を特になられるそういった特定の建物、こういったものについては、径路を含む一体的な面的整備が必要ではないかというふうなことがやはり考えられます。こういうことから、ぜひともこのバリアフリー新法に基づいて間違いのないようにやっていただきたいという思いから、再度この法遵守の考え方についてをお尋ねをしておきたいというふうに思います。



○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、現在計画中的のもの、そして現整備中のものという形での取り組みの考え方でございますけれど、今、計画中の（仮称）総合福祉会館の関係につきましては、当然そういう専門の先生方等もご参入をいただいて審査委員会も組織化をいたしております。そしてまた、プロポーザル方式で技術提案をしていただいている状況でもございますので、当然こういう形での新法に基づいての技術提案というのはなされてくるというような形で考えておりますし、先ほど申し上げました審査委員会におきましても、それらの点につきましても注視をしていただけるものと、このように認識をいたしております。そしてまた、基本計画、基本設計、実施設計の作成の中におきましても、当然そういうことは取り入れていかなければならないものというように担当としては考えております。

法隆寺駅周辺の関係につきましては、当然今現在の交通バリアフリー法、そしてハートビル法等の趣旨に沿ってバリアフリー化の基準の中でのそういう整備を進めているというところでございますので、駅の関係につきましても、ご利用いただく点についてご不自由を感じていただくことはないというように認識をいたしております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先ほど申し上げましたように、径路を含む面的整備などにも十分ご留意いただきたい。そういう建物については、既存の道路などもあると思うんですが、その既存の道路につきましても、最大限の工夫がなされてよりよく利用が出来るように、新設されるものについては最初からそういうデザインを取り入れることが可能だと思っておりますが、既存のものをどういうふうにやはりこういう法に沿った形に、努力義務ではございますが、やはり使いやすさということに、そういう点について考慮していただきまして、出来るだけ工夫をしていただきたいということをお願いをして次の質問に移らせていただきたいと思っております。

3点目に書かせていただいているのは、障害者自立支援法についてです。これにつきましても、色々これまで質問をさせていただいてまいりました。それは、やはりこの法律自体が大変な問題を抱えているものだという私は認識を持っているものですから、ずっとこの点について色々言わせていただけてきました、継続的に。ところが、いよいよ10月からの地域生活支援事業ですね、これについてはぜひともやはり聞いておかなければならないという思いから、再度障害者自立支援法についてということで挙げさせて

いただいております。

まず・点目ですが、この地域生活支援事業への国庫補助については、10月から3月までの半年間で国は200億円を計上しております、これは200億円の予算の範囲内の事業をやるようにという、国がよく使う手なんです、色々これで町も大変な思いをしているものがございます。でも、国はその全体の予算200億円、その予算の配分をもって国庫補助とするということになっているんですね。この配分の内示が、7月末に都道府県の方に行われているというふうに聞き及んでいます。

そんな中で、非常に、前年度比6割減となっている自治体などもあるということで、色々調べると出てきておりましたので、このことにつきましては、当町も障害者施策色々頑張ってきてんのに大変やなということで、ぜひとも、7月末に都道府県に配分の内示があった問題ですので、当町としてはどのようになるのかということ、今現在どうなっているのかお聞きをしておきたいなというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今現在、町といたしまして、この自立支援の関係につきまして取り組んでいるところでございますけれども、国庫補助の関係でございます。それにつきましては、地域生活支援事業として斑鳩町へ予算配分を受けておりますのが、全額で約600万円ほどでございます。これは、生活支援事業費の2分の1の額ということとなっております。あと、県からは、全体の事業費の4分の1に当たります300万円ほどが補助をされまして、残りの4分の1の約300万円が町の方で負担になってくるというように考えているところでございます。

ただ、これを超えます事業費が必要な場合につきましては、先ほど委員も言われてますように、予算の枠の中でというしほりもございまして、これを超えますと町の持ち出しになってくるという状況でもございます。

こういうことから、我々といたしましても、その辺は事業費の関係等も注視をしながら、こういう町の持ち出しも必要になってこようかと思えます。けれども、そういうことで、当然予算の範囲、枠の中でしか国の方からもおりてまいりませんので、町の方といたしましては、こういう事業は後退しないように、当然事業費等も考えながら対応をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長のご答弁の中で、これまでやってきた事業を後退さ

せないように頑張りたいという思い、お考えがあるということをお聞きしましたので、ぜひとも、私もその思いでこの質問をさせていただいているということをご理解いただきまして、障害者の問題については、特にうちの小城町長におかれましては、非常に熱心にこれまでも事業を展開されてきたということについては、私は評価をさせていただいているところです。国がこういう法律をつくってきたために市町村は非常に苦しい状況にあるということも理解をしておりますが、やはりノーマライゼーションの精神に基づき、この地域生活支援事業、力を抜くことなく取り組みを進めていっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、・点目なんです、こういった市町村の必須事業などが色々あるわけなんですけれども、これまでに私は聴覚障害者の方のコミュニケーション事業のことについては強く町の方へ要望をしてきた経過がございます。聴覚障害者の方にとっての情報を取得する手段、これについてお金を取るということは大きな問題だということで提起もさせてきていただいた経過もありますが、この事業についての考え方。

そしてまた、視覚障害者の団体の方々の強い要望でもあったということを知っているんですが、当町でのそういう要望についてはどうか分からないんですが、移動支援事業についても、ある自治体では無料にさせていただきますということで考え方を示されているようなところもあるように聞き及んでいることから、10月からのこれらの事業についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたい思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、ご質問のコミュニケーション支援事業とか移動支援事業につきましては、質問者も言われてますように、地域生活支援事業として市町村が必須事業ということで取り組まなければならないということになっているところがございます。

そして、これにつきましても、ご承知をいただいておりますように、当町では、視聴覚障害者の方々のそういう意思の疎通の円滑化を図るという目的をもちまして、手話通訳設置事業とか手話奉仕員の派遣事業ということで無料で取り組んでいただいているところがございます。当然、障害者の方が、質問者も言われてますように、日常生活を送っていく上におきまして、情報の伝達、そしてまた意思の疎通を図るということは重要であるというように考えております。このことから、10月以降からのコミュニケーション支援事業の利用料につきましては、現在と同様の取り組みで無料で取り組んでいきたいと

いうように考えているところでございます。

次に、移動支援事業の利用料の考え方でございますが、この事業につきましては、基本的には1割のご負担をお願いしていきたいというように考えているところでございます。ただ、利用者の方の所得によりまして減免措置をも講じていきたいというように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） コミュニケーション事業は無料で行うということが示されました。視覚障害者の移動支援については1割負担だけれども、減免措置があるということもご答弁いただきましたが、それで・つ目に書かせていただいているのが自治体の独自減免の考え方なんです、色々事業の種類によって限度額の設定がされているんですね、障害者自立支援法では。その限度額を超えればそれ以上は払わなくていいと、利用料についてもね。そういうふうになってますけど、その限度額の設定の仕方というのが非常に厳しいものがあるんですね。障害者の方が年金だけでお暮らしの場合、その障害者年金、2級の方にしろ1級の方にしろ、その年金のやはり2割から3割ぐらいに及ぶのではないかとこの心配があるんですね、その限度額自体が。

ですから、今後、このことについては少し研究をする必要があるのではないかとこのふうに思い、前回の議会の中で私京都府と京都市の取り組みもご披露させていただいたと思うんですけれども、まさに、これちょっと本当に、個々のケースによって障害者の方々の条件というのはものすごく大きく変わっている状況もありますので、十分これ研究をしていただかなあかん問題ではないかというふうに考えているところなんです、町の方はどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、4月からご利用いただいております方につきましても、原則1割の負担をしていただいているところでございます。こういうことで、当町におきましても、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、移動支援事業につきましては1割のご負担をいただくと、そしてまたそれにつきましては減免措置も講じていきたいというようにお答えをさせていただいております。こういう形で、地域生活支援事業の関係につきましても、減免措置というのを講じていきたいというように考えているところでございます。

その内容でございますけれども、低所得層の1と2という区分がございまして、その

対象の方につきましては、利用料の50%を減額するなどの措置をとっていききたいと。利用料の負担が増えないように配慮をしていききたいというように考えているところでございます。

ということから、この10月から始まります地域生活支援事業などの関係につきまして、減免制度の内容等につきましても、利用者の方々に十分ご説明を申し上げ、ご理解をいただくような形で、利用負担の増えないような形での対応をしてまいりたいなというように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 十分研究をしていただきたいというふうに思います。

それで、ぜひ皆さん方、担当の方はご存じかも知れませんが、この問題については私どもの国会議員が、衆議院の予算委員会、2月27日ですので、この制度が4月施行になる時ですね、色々緊急改善を求める要望を出したわけなんです。その時に小泉首相が、その予算委員会の中で、問題があるとわかればしかるべき対応をとるというふうに国会の予算委員会の中でご答弁なさっているということなんです。

ですから、そのことについては十分ご認識を持っていただきまして、こういう問題については国の方で色々制度おいてくるんですけどね、実際にこの制度を運用するのは市町村です。実際住民さんたちがどういうニーズが必要か、どういうことで困っておられるのか、どういう状況なのか、それをつかむのもやはり市町村なんですね。県でもなかなかようつかんでくれません。国はなおさらです。ですから、こういう答弁も国会の中でもされているということをご認識いただきまして、町の方からぜひとも問題のある部分について、やはり現状に即して色々きちっとつかんでいただきながら問題を上げていっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

・つ目なんです、この協議会の設置につきましても以前から私色々な意見を申し上げてきた経過もございしますが、この協議会については、障害者福祉計画を策定して、今推進協議会に変わってます。この協議会ではなく、自立支援法の中で言われている運営協議会があるはずなんです。この協議会についていまだに、私はちょっとどうなっているのか承知をしておりません。このことについては、もう10月からいよいよ地域生活支援事業が始まるという中で、この運営協議会非常に重要なものであると考えていることから、この設置についてどう考えておられるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この協議会につきましては、質問者もご承知をいただいておりますように、法定ではないということでもまずご理解をいただいております。ただ、この協議会につきましては、通達等色々の書面でも、その協議会の設置ということで指導が各市町村の方に県を通じておきております。

こういうことから、福祉サービス利用に係ります相談支援事業の中立とか、公平性の確保とか、困難事例への対応のあり方に関しまして協議とか調整をする役割を持った協議会の設置というのは、当然各市町村におきましては組織化していく考え方でございます。

それで、斑鳩町におきましては、今、質問者も言われてますように、組織化するには、当然そういう専門的な立場の方々とか、メンバー的にも色々ありますので、西和7町におきまして、単独の町で組織化していくことごとくにつきまして、そのメンバーを確保していくのもかなり困難性もあるという観点から、西和7町でつくっていかうではないかということで、今現在進めているところでございます。

メンバーにつきましては、相談支援事業者とか障害者の当事者の団体とか、色々医療関係の先生方とか事業者とか、そういうメンバー等も入っていただくような形で考えているところでございます。

現在、設立というところまでは至っておりませんが、そういう形で設立に向けて今現在、10月1日からということには間に合わないかもわかりませんが、そういう形で協議会の設立に向けて現在7町が努力をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今のご答弁では、ちょっと私も納得をしにくい点がございます。これ、法定ではないと部長おっしゃられたんですけどね、それはそうかもしれないんですけども、この自立支援法で3障害が統一されまして、そして制度として大きく転換されたこの事業を、協議会の設置がまだ見通しそれぐらいの、今、ご答弁あったような状況やというのでは、非常に私は問題があると。この西和7町全体に問題があるというふうに思っている、今、感じました。

介護保険も新制度スタートさせる時には非常に体制も充実して、かなり新制度の設立やということで力入れて町はやってきたと思うんですけどね、この障害者の自立支援法も、大きく転換する、制度の転換ですからね、それぐらいの、新しい制度をつくるぐら

いの気持ちでやっぱり町としては臨んでもらわなあかんと思うんですよ。

そういう中であって、私も担当の方へ色々言いに行きますので、なかなかその体制として非常に大変な、しんどい体制であるということは理解しています。しんどい体制やということは理解してはいますが、でも障害者の皆さんにとっては、それぐらい切実な重要な大きな問題であるという認識を持っていただいたならば、この運営協議会についての設立についてはもっと、斑鳩町が7町の中でも積極的に働きかけるなり、そしてまた7町全体でと言わずに斑鳩町が独自で持つなり、それぐらいのことをぜひやってほしいなと、残念でなりません。

でも、7町で既にそういう相談もされているということであれば、審査会や、そしてまた7町の情報交換ということも重要です。7町での協議会の設置はいいと思います。やっていただいたらいいかと思います。でも、斑鳩町で斑鳩町の障害者の皆さんの状況がどうなのかということをつかめる、介護保険で言えば地域ケア会議のようなものですが、ところが斑鳩町の17年3月に生まれたこの障害者福祉計画、この計画の中には、93ページにちゃんと、「地域ケア会議の導入などにより、適切なケアマネジメントに努め、個々のケースに応じたケアマネジメントシステムの導入を目指します」と書かれているんです。これをきちっとしていただきたいと思います。西和7町の運営協議会となるのならば、斑鳩町としての地域ケア会議きちっと持っていただきたいと思います。

そして、やはり、先ほども申しました、国も、やってみなわからん、やってみて悪いところあったら是正せなしゃあないやんかみたいなことを言うてるわけですよ。そしたら、やっぱりこういうことをきちっとやりながら地方から声を上げていくべきだと思ってます。その実態把握に努めるためにも、当事者も入った形できちっと状況把握ができる、介護保険のように毎月とは言いません、けれどもやはりこの地域ケア会議、介護保険で言う地域ケア会議のような形のものを、やはり早急に確立をしてほしいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、西和7町で協議会の設置を組織化という形で取り組んでいるところでございます。質問者も言われますように、町の方におきましても、それとは別に、今、言われているような形でのそういう関係機関とも定期的なそういう協議を出来る場というのは持って取り組んでいかなければならないというように考えておりますので、そのような形で取り組みをさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひともそういう形で進めていただき、7町での運営協議会設置がなりました時には、またそこにおいて斑鳩町の色々な問題点なり意見交換なりやっていていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の4点目に書かせていただきました介護保険についての質問へと移らせていただきます。

まず・点目なんですけれども、非常に心配をしておりましたのが、この10月から、9月30日で経過措置が終わり、10月から軽度者の要支援1、2、ということは、旧要介護1の認知症が見られない方、認知症が見られないということは、旧要介護1の方も要支援1、2の方へ移られます。それらの方の電動車椅子、また電動ベッドなどの利用について、基本的に使えないというような、最初そういうふうに言われておったわけなんです、この制度の中で。

ところが、色々な状況が噴出してまいりまして、国の方としまして、厚生労働省としても、「軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう例外に該当するか否かについて確実に確認をすること」、こういった老健局振興課長名で出しているというような状況があるんですね。色々本当にまた10月からこうなんねんけど、こういうまた、だから多分国の制度の改正などが拙速であるとか、現状をわからないままの改正を無理に推し進めているというような状況の中でこういうことが起こっているんだというふうに私は思っているわけなんですけれども、一律に要支援1、2やからだめだというようなことにはならないと厚労省の方も言っているわけなんです、そこら辺について、斑鳩町の方ではそのこともきちっと踏まえて、要支援1、2へとなる方のこれらの車椅子やベッドについてどのように対応していただけてるのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この10月から軽度者への福祉用具の貸与の関係で、要は猶予期間9月30日をもって終わるわけなんですけれども、その対応について、それから後の対応についての町の取り組みのことでございます。

質問者も言われてますように、要支援1、2の方が、すべてがその用具を利用出来なくなるということにはなっておらないということで、質問者もご理解をいただいているところでございます。こういうことから、その方の状態で利用することが出来るという



ことを各支援事業者に対しまして啓発を行っております。周知もしているところでございます。その方の状態から利用することが出来るのに希望する福祉用具が利用出来ないということがないように、各支援事業者に対しましてさらに周知啓発をしていきたいとこのように考えております。

また、特殊寝台の利用件数におきまして、車椅子などのように主治医の意見書を踏まえ、サービス担当者会議等を開催をいたしまして、適切なケアマネジメントに基づいている場合には利用することが出来るようにということで、国とか県の方に対しましてこういうことで利用が出来るように働きかけもしていきたいというように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 斑鳩町の介護保険の担当も、きちっとしっかり研究もしていただけてるというふうに私は思っていました。部長の答弁を聞いて少し安心をしております。

本当に高齢者世帯の方なんかには、出来るだけ居宅で、施設へ入るということではなくて、居宅介護で何とか過ごしていただけるようにというふうに考えた場合、こういう必要な道具があつてこそ、そのお年寄りの方々が、高齢者世帯であっても自宅でも生活が出来るんだということがあると思っております。こういう点についても、この視点をきちっと外さずに、さらに今後も十分に対応していただきたいということをお願いをさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

地域包括支援センター、先ほどの質問者の中からもこの言葉が出てまいりました。私自身は、現在社協へ委託をされている斑鳩町なんですけど、この地域包括支援センターの業務というのは、非常に大変で重要な業務が想定されております。そんな中におきまして、本当に10月からさらに厳しい色々な状況があるのではないかなあというふうに心配をしているところなんですけれども、これについては、市町村の責務としてこれは運営をしなければならない地域包括支援センターですので、市町村として今の状況、どのようにお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、地域包括支援センターにおきましては、厚労省からの指定を受けました専門職の3職種によりましてこの4つの事業を展開をしているところでございます。

介護予防事業が受けたくても受けられないことがあってはいけないということから、予防プランの委託を出来る事業所に依頼をしたり、そのほかにつきましては、地域包括支援センターでプランを作成をしたり、希望をされる方につきましては、すべての方にプランを作成をいたしているところでもございます。また、その他総合相談業務とか地域支援事業対象者の介護予防プランの作成も行っているところでもございます。以前からも色々ご指摘もいただいているところでもございますけれども、現在3人の職員で頑張っているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 社協へ委託されて3人の職員で頑張っているという部長もおっしゃられました。私も、時々寄せていただいて状況を見させていただいてますが、これからますます相談業務というのは増えてくるだろうというふうに私は考えてます。あらゆる相談に乗らなければならない地域包括支援センターが、やはりこの3名の状態でいいのだろうか。これぐらい制度が変わってきたら、その制度が変わってきたことが理解しにくいお年寄りに説明をしていただくには時間がかかる。それで、相談業務の何もかもやはり受け持っていていただくことについては、かなり大変な状況にあるのではないかとこのように私は心配しているところです。

ですから、この地域包括支援センターの運営は市町村の責務です。今後、逆に相談者や住民の方々にご迷惑がかからないように、十分な対応ということが出来ているのかどうか、常に状況を確認しながら、そのためにも運営協議会などで、また地域ケア会議などで、介護保険の方でも検討をしていっていただきたいということをお願いをしておきます。

5分前になりました。最後の質問をさせていただきたいと思います。

この最後に挙げさせていただきました質問については、非常に私自身、最近ちょっと考えていることがあったものですから、保険外の予防事業ということで挙げたわけなんです。最近テレビを見ておりますと、よく60歳を超える方の、万引きGメンの方が万引きを発見されて色々事情聴取されているというような報道がされているんです。ところが、もう何回か私テレビで見てるんですけどもね、60台半ばや後半になってそういう状況があるということ、とても寂しいな、孤独なお年寄りが何か心を病んでおられるのかなというふうに感じてるんです。

この報道については、都市部での実態報告が多いわけなんですけれども、斑鳩町も近

年非常に都会化がしてきている中で、私自身も、今後団塊の世代の皆さん方が定年などを迎えられる。それ以降の色々な問題の中で、また高齢者のみの世帯が増えている中でやはり心が病むということはやっぱり避けたい。そういう問題についても、町にもきちっと考え方を持っていて、介護保険にしても何にしても、身体面だけに目が行きがちなんですけれども、体だけではない、外から見ただけではない、そういった心の中の病気というものもあるのではないかという前提に立って、皆さん方が心身共に健康に過ごしていける、そんな施策をぜひとも取り組んでいただきたい。特に総合福祉会館の建設にも今後着手することですので、その中身の運営についても、こういう視点をきちっと持った上での施策をぜひとも取り入れていただきたいという思いがありましてこの最後の質問を入れさせていただきましたが、この点につきましてのご認識などをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 身体健康だけではなくて心身共に健康な高齢者の方を増やすためには、家に閉じこもらず、ボランティア活動とかスポーツや文化活動などへの参加等生きがいがいづくりとか人との交流を持つこと、日頃の健康管理というものが重要であると、このように考えているところでございます。

さらに、高齢者の方を取り巻く人たちが高齢者の方を理解するというのも大切ではないかというように考えまして、この16日に開催をさせていただきます愛と輝き夢フェスタにおきまして、「こころの時代のバリアフリー 老いのこころを理解するには」という題目で講演も予定をしているところでございます。

質問者も言われてますように、身体に関する予防とかリハビリに関しては、保健センターで今現在も取り組んでいるところでございますけれども、心の方の関係につきましては、現在、その辺の取り組み状況についてはまだ実施をしておられない。実際、どういう取り組みをしていけばいいのかということも、暗中模索の状態でございます。そういうことで、これからそういう取り組みにつきまして、どのような取り組みが出来るかということも勉強をさせていただいて、今後に向けた取り組みをしていきたいなというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今後、現場担当の皆さん方の企画力にも期待をし、私自身も色々な先進的な取り組みを研究したいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、通告書に基づいて9月議会の一般質問をさせていただきます。理事者の皆様にはよろしく願いいたします。

竜田公園の安全対策とバリアフリーについてです。

・つ目として、交通安全面で、自転車通行する場合、自転車と歩道の分離についてです。

竜田公園の平群との行政界にあります駐車場から三室山までの間で、国道168号線と、国道より南側に並行している町道501号線です。特に国道168号線の竜田大橋から北側については、道路幅も狭く、自転車、歩行者の通行は危険であり、このため歩行者は公園内の歩道を通行されております。また、自転車の方はというと、公園内は自転車の乗り入れは禁止されていると私は認識しておりますが、公園内の歩道を自転車で通行されているのをよく見かけます。このような現状になっているのは、国道168号線をはじめ公園沿いの道路の車道が狭く、自転車で通行するには大変危険を伴うことから、竜田公園内の歩道を走行されるという状況になっていると思われま

す。この区間において、公園を散策される方々や自転車で走行される方々の安全対策として、このような現状を何とか解消するためにも、自転車用通路として確保出来ないものでしょうか。国道168号線、竜田公園は県管理であり、県の対応となると思いますが竜田公園は紅葉の観光スポットであり、観光客も来られると思います。これらの点について、対応策等についてこれからお尋ねいたします。

竜田公園は、紅葉で有名であり名所でもあります。観光面において重要な拠点でもあります。しかし、現状としては、近隣住民が多く利用されている癒しの公園になっていることから、公園内をバリアフリー化していただき、障害者も安心して周遊出来る公園にしていきたいと強く要望してまいりたいと考えております。町として、観光面

も含めた竜田公園のバリアフリーについてどのように考えておられるか、管理者であります県に対してどのような対応をされているのか、まず1つ目お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 竜田公園内の安全対策ということで、交通安全面で、自転車通行する場合、自転車と歩道の分離についてのご質問でございます。

公園内の歩行者と自転車通行の安全対策ということでございますけれども、ご承知のとおり県が管理されている国道168号線の現状から見て、自転車道を確保するスペースがない状況でございます。また、公園内の敷地を利用した自転車の通路の確保につきましても、竜田公園は散策していただくのを基本としておりまして、そのための歩道を確保しておりますけれども、自転車も含め車両の通行は禁止している状況となっております。また、公園内の敷地を利用するにも、現状においては、自転車が通行出来るスペースの確保も難しく、歩行者と自転車を分けることは非常に難しいということで考えているところでございます。

町といたしましては、県に対しまして現状を伝え、例えば公園内を自転車で通行される場合は、自転車を押して歩いていただけるような啓発看板を検討をしていただけるように協議を行ってまいりたい、このように考えています。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えですと、自転車では降りて歩いて公園内を通ってくださいますということですが、また啓発看板について協議いただくということですが、現状を見ますと非常に厳しい状況であります。私も現場をよく知っておりますのでわかりますが、県としても道路管理、公園管理の立場はあるものと思いますが、周辺住民の安全対策を考えていただき、自転車走行するスペースの確保が、公園側、また民間側、共に拡幅は出来ないという非常に難しい状況であることは承知しております。自転車を押して公園内の歩道を通行していただくよう啓発看板の設置案の検討をお願いいたしますが国道168号線は自転車で通るには危険過ぎます。近い将来公園内に自転車専用道路を県とご協議いただきつついただくことも検討していただきますようお願いしております。

次に、竜田公園のバリアフリーについてお尋ねいたします。

国道25号線より入る竜田大橋右岸側より少し南側の町道から竜田公園への入り口が階段となっていることから、私は2年前から、障害者の方々の声もあり、何度かバリア

フリー化出来ないか町及び県公園担当者に改善を要望してまいりました。県元担当者から今年5月に、予算がつきましたとの報告がありましたが、その後進捗状況について、町としてはどこまで県と調整され把握されているのかお尋ねします。後であわせて回答していただければ結構です。

さて、竜田公園を見ますと、バリアフリーになっていない部分が多く見かけられます。例を挙げますと、1つとして、紅葉橋には、単車等が通行するのでしょうか、車止めといますか、支柱が立っています。また、左岸側の橋の取り合いがかなり傾斜がきつく障害者、特に車椅子での通行は出来ない状況です。また、橋の通路が部分的に剥離した状況になっております。2つ目として、堂山橋は、左岸側の通路から車椅子では、階段になっているため渡れない状況になっております。3つ目として、左岸側堂山付近の通路は、町道との取り合い部分で狭く段差になっている場所もあり、車椅子での通行が出来ない部分があるなど、竜田公園を車椅子で周遊、一周りすることが非常に困難な状況にあります。恐らく7月中旬の豪雨で土砂が流れたのでしょうか、土のうやバリケードを設置してある状況になっているところが見受けられます。これら3つの点について、町としてのご見解をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、竜田大橋の南側で、公園への入り口が階段になっている部分の改善についてでございますが、現在県で改善計画を作成しておられまして近日中には町道との取り合いについて、道路管理者と協議をしていきたいということで日程の調整について連絡が入っております。この協議がまとまり次第に実施設計を行いまして、年度内に工事が完了するとのことでございます。

次に、公園全体のことになりますが、議員ご指摘のとおり、県立竜田公園を見ますと段差や急勾配の坂があるなど、バリアフリー化としての対応が遅れている部分、また車椅子では通れない部分があるなど、公園内すべてを車椅子で周遊することは出来ない状況であります。また、議員がおっしゃっているとおり、堂山にある通路のふちに土のうやバリケードを設置しているところや、紅葉橋の通路部分について剥離している状況も見受けられます。

町としても、来園されるすべての方が安心して安全に利用出来る公園であってほしいことはもちろんでありますので、県に対しては状況を都度報告すると共に、改善方もお願いをしてきておりまして、部分的ではありますが改善もされてきているところでござ

います。県も、現時点での状況については把握してもらっております。また、堂山の通路など改善していかなければならない箇所及び段差解消などのバリアフリー化もあわせて改善について県と協議を重ねておりまして、県としては計画的に整備を進めていきたいとの返事をいただいているところでございます。ご理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、町の方から、県とも協議してということでございます。現状を見ますと、やはり車椅子では、堂山のところから入っていき、25号線の下をくぐり、そして念仏橋へ行き、それを右折し、それでまた戻ってくると。25号線をくぐりますと、今度は紅葉橋、堂山橋と。それから堂山の方から町道を抜けて県道ということになるんですが、ご指摘しているように、やはり25号線をくぐりますと、今度は紅葉橋。紅葉橋は通れない、堂山橋も通れないということになって、車椅子がそこまで行きますと、今度は戻ってこなくてはいけないという状況になります。ですから、早く周遊出来るような形をとっていただきたいと思いますが、車椅子で安全に通行出来ることが多くなるということは非常にいいことだと思いますが、町と県とにおかれまして綿密に連絡を取り合いながら、早期に竜田公園が誰でも安心して利用出来る公園になるよう努力していただきたいと思っております。

今回、この自転車道及びバリアフリーの件に関して、町の担当者の方と県の土木の方何回もすり合わせていただいております。自転車道につきましては、先ほども申し上げましたように、車道の方の拡幅というのは非常に難しい状況であると思っております。そういうことから、公園内に自転車道をつけていただくということもお考えいただき、またバリアフリーについても、紅葉橋の改装、また堂山橋が階段になっているところをスロープをつけていただく。そして、堂山の通路、今、危険箇所があります。それも道幅を広くしていただくと。紅葉橋、堂山橋、それから堂山の通路と。特に堂山の通路に対しては、大がかりな工事になってくると思っております。堂山の工事とあわせて紅葉橋、堂山橋のバリアフリー化ということも並行してやっていただけるのではないかと思います。今回の件につきましては、私もかなり前からかかわってきました。また、今回の質問をするに当たりまして、町の担当者、そして担当の県に行き、また県の方も町に来ていただき、非常に熱心にこの件についてご協力いただきました。汗をかいていただきました。この件につきまして、深く感謝を申し上げます。

それでは、その次の質問に入りたいと思います。次に、2つ目の斑鳩町の学童保育についてでございます。

学童保育の現状把握についてのことをお尋ねいたします。

町の学童保育は、昭和63年に、児童福祉法第6条に規定する放課後児童健全育成事業を行い、児童の健全育成を図るため学童保育を設置するとうたっております。当町においては、各小学校3保育室ありますが、現状把握についてをお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 3つの学童保育室の現状についてということでのご質問でございます。

共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加、子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐ中で、学童保育室への入所希望者というのは激増をいたしております。平成18年5月1日現在でございますが、全国の学童保育室への入所児童数というのは68万人と言われておりまして、3年前に比べまして15万人ほど増えている状況となっております。

当町におきましても、全国的な傾向と同様に、登録をされている児童数というのは増加をし続けているところでございます。平成18年の9月1日現在での状況を申し上げますと、斑鳩学童保育室には123人、斑鳩西学童保育室には41人、斑鳩東学童保育室には90人の計254人の児童が登録をされております。特に去年から、斑鳩学童保育室と斑鳩東学童保育室の登録児童数が増加をいたしております。学童保育室の定員を超えて受け入れているというのが現状でございます。

また、指導員の数につきましては、斑鳩学童保育室におきましては去年より1名多い6人で、斑鳩西学童保育室では3人、斑鳩東学童保育室では4人の指導員で、合計13人の指導員が、子どもたちが楽しく豊かな放課後を過ごすための生活づくりをサポートをいたしているところでございます。

次に、施設の規模と児童1人当たりの床面積を申し上げますと、斑鳩学童保育室では161平米の保育室面積で児童1人あたり1.3平方メートル、そして斑鳩西学童保育室では114平方メートルの保育面積で児童1人当たりになりますと2.8平方メートル斑鳩東学童保育室の保育面積は123平方メートルで児童1人あたり1.4平方メートルとなっているところでございます。

また、開設時間でございますが、条例では、平日は放課後から午後5時までとなっているところでございますが、保護者の勤務時間等を考慮をさせていただきまして、最長



で午後6時30分まで開室をいたしております。土曜日と学校の休業日につきましても条例では午前9時から午後5時までとなっているところがございますが、保護者からの要望等によりまして、夏休み等の学校休業日につきましては、午前7時45分から午後6時30分まで開設をいたしている状況でございます。

平成9年6月の児童福祉法の改正によりまして、学童保育は放課後児童健全育成事業として児童福祉法及び社会福祉法に位置付けられましたが、現行の法制度では、事業の運営とか施設等についての基準が明確にはされておりません。県におきましても、この設置運営基準はございません。各市町村の運営判断に委ねられているというのが現状でございます。

斑鳩町におきましては、措置児童の数、指導員1名当たりの措置児童数等につきましては、昭和62年の学童保育検討委員会でまとめられた報告をもとに事業を進めているところがございますが、子どもにかかわる犯罪等が急増をし、子ども1人では留守番をさせられないという保護者の方からの強い要望等からも、待機児童を出さないという方針で、現在申し込みをされるすべての児童の方の受け入れをしているというところが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいま部長より、学童の人数、1人当たりの床面積、開設時間、指導員の数等を、現状把握をご説明いただきましたが、私はこの1カ月間町内の3保育室、また町外の保育室、また父兄の方にもちょっとお話を聞かせていただいたりいたしました。幾つか問題点もありますので、これから一つ一つお尋ねしてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、保育時間は、平日放課後から通常5時ですが、6時30分となっております。以前にも、体育下校時の校門から玄関までということを私は一般質問いたしました。今回も子どもの安全ということで、5時以後から6時半までは必ず保護者が迎えにまいります。ただし、5時前に帰る児童がおります。前回もこの件について私お尋ねいたしました。あえてもう一度お尋ねする次第でございます。

学習塾、習字、プール等スポーツクラブなどへ行く学童がいるわけです。斑鳩町学童保育について、この中の第8項に、「保育時間外については保護者の責任」という1行と、もう一つこういうことが書いてあるのがございますが、現実に事故、事件等があった場合、この学童保育の5時前に帰って行く時に何かあった場合、父兄は、町はもう少

し対策を考えていただければこんなことにはならなかったのではないですかという  
ようなことが、来ることも考えられます。そういう意味で、5時までは、父兄、身内が  
迎えに来るのが一番ですが、家庭の事情等があってそういうことが出来ないんだと思  
います。

そういう意味で、入室時に入室申請書というのを書いていただくのと含めて、そこで  
父兄の方々と、町の窓口、指導員の方々が父兄に対して、こういうことで一歩出たら危  
険が伴いますけどもということで、次にも質問もしますけども、父兄との間で誓約書な  
り覚書等なりも、この項だけの1枚の紙に書いて、しっかりと双方が確認し合うとい  
うことが必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町立の学童保育室では、多くの児童、先ほどもお答えを  
させてもらっておりますように、入室をしております。保護者の勤務時間等の関係で、  
児童の帰宅時間というのは様々でございます。

学童保育室におきましては、入室の申し込み時とか入室の説明会の場におきまして、  
保護者の方に、午後5時以降に帰宅する場合は、児童の安全確保の目的で保護者のお迎  
えをお願いをいたしております。また、午後5時以前に帰る子どもにつきましては、帰  
る方向が同じ児童と一緒に帰るようにしまして、帰宅路を決めて寄り道などをしないよ  
うに指導もして、帰宅までの安全というものについて努めているところでございます。

午後5時以前に帰る理由としては、質問者も言われてますように、塾に行くというこ  
とで、すべての児童の迎えを保護者の方にお願ひするというのは、先ほども申し上げま  
したように、保護者の勤務の時間帯とかその勤務場所等によりまして無理があるのでは  
ないかと、このように考えておきまして、子どもの迎えを義務づけていくということ  
をいたしますと、保護者の勤務時間、勤務場所等によりまして、学童保育に預けることは  
入室をさせることは出来なくなってしまって、学童保育室の入室をやめなければなら  
ないというような児童も出てくるのが推測もされます。

子どもたちを危険から守るということは、保護者や行政の力だけでは不十分でござ  
いますし、地域社会が連携をして地域全体で見守っていくということも重要でござ  
います子どもが1人で帰っても安全な社会づくりというのが必要ではないかというようにも考  
えております。

また、事故等の責任の所在につきましては、質問者も言われてますように、町立の学

童保育室入室案内とか町立の学童保育事業についての説明書の中に明記をさせていただいており、それらにつきましても、入室説明会、そしてそういう入室の申し込み時におきまして、指導員もしくは町の職員が保護者に対して、こういうことですのでということでご説明もさせてもらっているところでございます。

誓約書、覚書、申請時に保護者と交わしてはどうかということですが、そういうことでご説明をさせていただきご理解をいただいくということ、現在ご指摘のそういう文書での取り交わしというようなことにつきましては、現在考えておらないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 誓約書とか覚書というのは、現在取り交わさない、今後もし取り交わさない予定であるということですが、確かに5時前に迎えの義務をつけると、学童保育をやめていくと、その時間に行けないということをやめていくということの原因になるということもよくわかります。そういうことも踏まえて、何かあった時に、両者が対立して、町がもう少しというようなことで、何かあった場合に困るということで私この質問取り上げさせていただいているわけです。

そういう意味で、何かあった場合に困るという意味で次のことをちょっとご提案申し上げますが、保育は原則5時前も父兄が迎えがない場合は帰さないということだと思いますが、下校時の安全対策として町としても考えておくことが、良策がないかということをお尋ねしているわけです。そういう意味では、現在も1件だけ、目安の方でシルバー人材センターなどを一つのサポートとして実際にやっておられるということです。近くの老人の方であるとか、またそういった父兄の方々もご参加いただき、下校時見守るということは今もやっていただいております。西小学校の方の、それから三室山通って紅葉が丘、それから三室自治会等に帰るところも、4、5の方が毎日立って安全確保していただいております。そういうことは、各児童で下校時の、通常の下校時、最初は低学年が通り次に高学年が通っていく、そういう時には立てるわけですね、この30～40分の間。ところが、その後の5時前のところが問題になってきているわけです。そういう意味で、何かそれをサポートするいい方法を町としても考えるところはありますか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 三木議員さんが今ご指摘の関係の西小学校のこの関係等について

は、西小学校をつくる時に、あるいはまた鳩水園の関係等の覚書として、危ないところの目安の関係等については職員を配置をしておった中で、職員が退職をしたということで今現在シルバー人材等にお願いをしておるわけでございまして、今、学童保育の関係等についてシルバー人材センター等という話がございすけれども、私はあえてこういう問題等については、今、小学校でも見守り隊ということで色々ご努力いただいておりますように、そういう努力をしていくことが一番大事ではないか。

いつも私は申し上げるのは、やっぱり親が、保護者がどうあるべきか、そういうことをもう一遍検討しなかったら、何でもそういうシルバー人材とか、あるいはまたそういう方々に、あるいは見守り隊ということになってきているわけですから、保護者が、やっぱり自分の子どもですから、そのことをやっぱり、働きに出てるから出来ないとかいう問題よりも、出来るだけやっぱりそういうことも中心として考えていくことが一番大事であろうと。以前からも申し上げてますように、何でもその関係等については、子どもが5時に帰ったら危ないと。確かにそれは危ないかもわからんけれども、やっぱりその関係等については、みんなが見守り隊ということで支援をしている。今現在は、斑鳩東も斑鳩小学校も西小学校もすべての方々が努力をいただいて、西小学校についても、あるいは斑鳩小学校でも東小学校でも、4時、5時については、危ないところに立っていただいてやっぱりそういう指導をいただいている。そういうことがまち全体のこれからのつながり、色んな問題等がありますけれども、そういうことが熟成されていくことが一番大事であろうと私は思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 確かに町長のおっしゃるとおり、まず保護者が我が子の安全を考えていくのが第一だと思っております。今、おっしゃったように、保護者がそうやって自分の子どもを守るにはどうしたらいいかというのは、5時前に帰るということにおいてちょっと危険が起り得ることもあるのでということで私今回質問させていただいているわけですが、今の件につきましても、例えば土曜日なんかは、父兄の方のお休みのところもあるんです。確かに土日勤務されているところもあります。土曜日なんかは出来るだけ子どもたちが父兄と一緒にいる時間を多くつくるべきだと思うんですね。全部とは言いません、中にはやはり土曜日も、親は休みなんだけども子どもを預けていくということがあるんですね。土曜日お子さんが来て、今日はお母さんはどうしてんのかと言ったら、子どもは正直ですから、はい、お友達と買い物に行ってますというようなこ

とで、自分の時間をつくるということを優先するという事も見かけられるのではないかと、そういうようなこともあるので、保護者の方の意識の問題として、まず優先、子どもをまず保護者が守るんだということが、確かにそれが一番だと思っております。

ただ、町としても、やはりそういった時に、5時前に何か起きた時に、父兄から言われないような対策も練っておくべきではないかということで私は質問しております。この件については、今後課題を残すということで終わりますが、次の質問の中にも、今後学童保育についてはちょっと変わっていく方向にもありますので、また今後検討していきたいと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

各保育室の定員がオーバーになっております。7町と比較しますと、他町はほとんど定員減になっております。例外もございますが、町長は福祉は後退させないということで、応募者は皆さん全員入室していただいております。そういうことですが、今の現状を見ますと、先ほども報告ございましたように、各教室非常にオーバーになっております。特に斑鳩小学校は、50のところは123というものすごい数になっていってるわけです。そうなりますと、やはり4人の先生でも、目配り、気配りも出来ないという状況になっておまして、子どもたちの精神面も、それから身体的にも問題が出てくるんじゃないかというふうに思うんです。

上牧においては、2保育室については、定員60のところ、60になったら切っております。もう入れないというような状況です。それから河合町は、定員を定めておりません。3教室ありますが、20人、60人、35人ということで今受けております。ここは、そんな数も多くないということで、制限なしに受けているわけでございます。そういうところもございます。また、安堵町は1年から3年までしかとっておりません。ここも、以前は抽選してましたけど、今は定員減になっております。30のところ、今、28になっております。そういったところから、非常に、私も行ってみましたが、ゆったりしておりますね。3年生までということもありますけども、ゆったりと、広さも含めてのんびりと保育しているという状況に私は見受けられました。

そういったことで、斑鳩町の保育室の拡張、また保育士の増員は出来ないものか。今後、少子化はどんどん進む一方です。少子化は進むんですが、子どもの数は少ないんですが、保育児童は増えていくという、そういうのが現状でございます。何か打開策がないかということですが、平成16年から始まっております地域子ども教室、広がる子どもの居場所、こういったものが、文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進

室というところから、平成16年から3年間、16、17、18と、今、テストケースで全国、奈良県においても、県下においても幾つかこういうことをしております。それが、今後、「地域子ども教室」から「放課後子ども教室」に来年度から移行していくということも聞いておりますが、その件もあわせて状況をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 学童指導員の配置人数につきましては、毎年その応募をされる児童数に応じてその指導員の配置を計画いたしまして、子どもたちが安全で楽しく放課後を過ごせるように配慮をしているところでございます。

学童保育のニーズの急増と待機児童対策に対応した早急な整備、緊急な子どもの安全対策、学童保育と学校との連携の強化などの学校を活用した放課後対策の必要性から、来年度から全国すべての小学校区で、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施をいたします「放課後子どもプラン」が創設をされまして、この新しい制度の実施に伴いまして、今後の学童保育室の利用というのも大きく変わってくるのではないかとということにも考えております。施設の増改築等も含めまして、教育委員会とも連絡、調整をしながら検討をしなければならないと。

この放課後子どもプランにつきましては、文部科学省が厚生労働省と共にそういう形で学校施設を、全校児童を対象にした取り組みというように聞いております。その辺の形で、どのような形で取り組んでいくのかということの詳細についてまだ出ておらないので、その辺も出てくる中で、この放課後子どもプランと学童保育室との関係がどのような形で取り組まなければならないかというのは、当然それらがおける中で、教育委員会とも協議をしながら、今後の学童保育室の運営等を考えていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 来年度から始まる文部科学省と厚労省とのこの取り組みについて、じゃ来年度4月になったからといって、すぐに始まるという形にはならないと思いますが、今からでも教育委員会とも連携をとりながら、放課後の児童の安心して保育が出来る場所づくりを図っていただきますよう熱望しておきます。

次の質問に参ります。斑鳩町学童保育条例についてお伺いいたします。

条例第3条、保育室に入室出来る要件の中で、小学校1年から4年生までとなっておりますが、現に5年生、6年生もおり、多分父兄からの要望だと思っておりますが、また5年生

6年生は、今、各保育室何人おられますか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 9月1日現在でお答えをさせていただきたいと思います。5年生、6年生の各学童保育室への入室状況ということでございますが、斑鳩学童保育室では5年生が6名、6年生が1名で、5、6年生合わせまして計7名、そして西学童保育室では5年生が3名、6年生が1名の合計で4名、そして東学童保育室では、5年生、6年生の入室児童はおらないという状況でございます。各学童保育室の5、6年生の状況ということでお答えをさせていただきました。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 受け入れているということですが、やはり父兄のお立場もごさいます。待機児童を出さないということだと思いますので、その辺については、町のご配慮をいただきますようお願いしておきます。

次に、斑鳩町立学童保育室条例施行規則の第7条に、「保護者より申請のあった時、民生児童委員の意見及び在籍小学校の所見を聞き、その可否を決定し、斑鳩町立学童保育入室認定書により、当該申請者に通知するものとする」とうたっておりますが、この通知書を民生児童委員、小学校には通知しておられますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問の第7条の民生児童委員の意見及び在籍小学校の所見についてでございますけれども、これにつきましては、入室する児童もしくは保護者に対して、意見・所見を必要とする場合についてのみ民生児童委員並びに小学校の所見をお聞きするものでございます。ということで、すべての児童を対象としてお聞きをするということではございません。

また、この通知書を民生児童委員、小学校に通知をしているのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、申請者に対しまして入室認定書を発行するものでございますので、民生児童委員、そして小学校に対して通知は行っていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 「民生児童委員の意見及び在籍小学校の所見を聞き、その可否を決定し」とうたってありますね。今のお答えによりますと、「民生児童委員の意見及び在籍小学校の所見につきましては、意見・所見を必要とする場合に聞くものである」

と、「所見を必要とする場合に聞くものである」とうたっているわけですね。ですからこれもし条例の方の「所見を聞き」というのを見ますと、すべて所見を聞くのかと、通知来るのかというふうに解釈されるのではないかと思うんです。もし、ここに言うように、「必要とする場合に聞く」とするならば、そのようにうたうべきではなかったかと思うんですね。それであるならばよくわかるんですよ。

この件については、また担当課の方でよくご協議いただきまして、民生児童委員、また小学校の方々に誤解のないようにきちっと説明していただければと思いますが、あえて確認しておきます。この場合はあくまでも「必要とする場合に聞く」ということでありますので、毎回毎回入ってくるたびに生徒のことを含めて聞くんじゃないくて、民生児童委員の方は、サラリーマンの方は福祉課の方で全部会社の方を調べてその給与状況もわかるわけですが、自営業の方についてはわからないので、その近所の民生児童委員の方にお尋ねして自営業の勤務状態を聞くというふうに判断しております。またおきますそういうことで、これにつきましてはちょっとまた検討課題として残しておきますのでよろしく願いいたします。

次に、学童保育室を私立に移行する施策は考えられないかということですが、五百井で学童保育「キッズ生活塾」というのが今年4月に生徒募集いたしました。あえて名前を挙げさせていただいたのは、応募用紙も既にピンク色ので各保育室にも配っておりますし、家庭の方にも行っております。ただ応募はしたんですけども、応募者が2人ぐらいしかいなかったということで、いまだ開塾していないというのが現状でございます。

また、王寺町では町の施策として、発足当時から私立の方を進めているようで、現在黎明と片岡の里の2保育室がありまして、黎明では現在斑鳩小学校から6人、西小学校から2人行っております。

黎明は、父兄の方が大変喜んでいるというのは、小学生が学校に朝行きます。行ってその後放課後になりますと、黎明のバスが各学校を回っていったるわけです。ちなみに王寺町では73人、河合町で6人、三郷町で42人、斑鳩町で8人、その小学生をバスに乗せて黎明まで行くわけです。そこで9時まで預っているわけですね。ですから、この9時までというのが非常にお母さん方は喜んでいるわけです。

そういう意味で、斑鳩町においても、私立ということについて、今後移行していくとまた推し進めていくというようなお考えはございますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。



○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、王寺町におきます私立での学童保育室の関係につきましては2カ所でされ、状況も、送迎のサービスとか時間の延長をされている保育などのサービスもされているという状況でございます。今、申されているような2園でご利用されているという方も増えているのではないかとこのように思っておりますけれども、斑鳩町におけるそういう学童保育の関係の運営に対して私立に移行という考えはあるのかどうかということでございますけれども、現在私立への移行というのは考えておらない、公営で斑鳩町で運営をさせていただいていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町としては、私立の方に移行ということは考えてないということでございますが、黎明の私いいとこばかりを言うわけじゃないですけど、私立は私立のまたきめ細かいやり方があるんだと思うんですが、やはり保育料も高いです。9,000円のプラス1,000円で1万円というのが原則になっているようです。それから保育時間に合せて、延長していくと料金が高くなっていくということですが、父兄の方がびっくりしたというのは、小学校から帰ってきますと、宿題をして、その後塾並みの授業があると言ってびっくりしてました。お父さんが帰ってきて、どういうことをやってんだと見てびっくりしたと、こんな難しいのをやってるのかと言ってるそうです。

ですから、そこまで云々ということはないですけどね、要はそういうことをしているところもあるということ、町といたしまして学童保育の、4月から今度変わってまいりますけども、そういういいところは取り入れていってもらってもいいんじゃないかなというふうに私はとらえております。

最後の質問になります。今、入室時にスポーツ保険500円を徴収しております。これ、500円必ず皆さんから徴収しておるわけですけど、18年度現在までその保険を利用した件数と、また怪我の内容等がありましたらお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 18年4月から現在までの関係でお答えをさせていただきます。まず、斑鳩東学童保育室におきまして2件の児童の怪我が発生をしております。その内容でございますけれども、4年生の女子の児童が広場で遊んでおりましたら転倒して前歯が欠けたというのと、3年生の男子児童がドッジボールで遊んでいた際に、これも転倒をいたしまして右足のくるぶしの骨が欠けるという怪我の2件で、現在このスポ

一ツ保険を学童保育室の児童にも掛けておりますけれども、この保険を利用した状況としては2件ということでお答えをさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私は今回学童保育の現状を見て質問させていただいたのは、やはり今の学童保育では、5時前に帰る子どもたちの安全面、これをどう考えたらいいかということと、定員オーバーによる子どもたちの精神面、それから肉体面、喧嘩等をして大怪我をしないだろうかというそういう面で、安全面についてちょっと心配なところがあります。

それから、5時前の安全対策ということにつきましては、シルバー人材センターとの協力をしていただけるということであるならば、学童保育指導員は保育生に対する目配り、気配りを徹底していただくようお願いしたいと共に、定員も70人程度のゆとりある学童保育教室となるよう教育委員会と密接な相談をいただき、今後放課後子どもプランというものが来年の4月以降からまた実施されようとしております。その部分ではよくご協議いただきたいと思いますと思っております。

最後に、私はこの学童保育の3教室を何度か邪魔にならない程度にお伺いさせていただきました。やはり、その中で、私は東小学校が、90人近い生徒がおられます、定員50でございますが。ほかの、西小学校、それから斑鳩小学校の保育児童に比べますと非常におとなしく静かなんです。何回行っても静かなんです。それは確かに騒いでいる子もいますけども、ただ私たちの目の前でその指導員が、何々さん、寝そべって積み木しちゃいけませんよ、何々さん、ちゃんと座って本読みなさいよと言ったら、生徒たちは、はいと言って素直に従っているんですね。何々ちゃん、走っちゃだめですよと言ったら、はいと言って聞いているんですね。全体が静かですね。

それで、本を含めて机、椅子も、皆さんお古を使っているので凹凸があるんですね。ところが、東は、指導員がボルトで全部高さを調整しているんですよ。全部一律になっているんですね。そういう指導員の細かい配慮も色々あります。これは、やはり十何年指導員の方が築き上げてきた伝統とも言えるものではないかと思うんですね。

ですから、新しい子が入ってきます、一年生入ってきます。そうすると、4年生、5年生の姿を見ると、その4年生、5年生が本当におとなしく静かに保育しているわけです。そういうのを見て1年生も、あっ、4年生の方もあんなにしてるんだといってそれが大きくなっていく。また1年生が入ってきたらそれをまた見るということで、非常に

いい私は循環になってるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、ほかの指導員の方は、本当に一生懸命やっただいてます。本当に大変でした。もうわあっと騒いだり云々してまして、そういう意味では、西と斑鳩については、もう少し東のいいところは見習っていただいて、また担当課もそういうところはよく把握していただいてご指導いただけますようお願いして私のこの9月の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、私の方から一般質問に入らせていただきます。

予算編成における留意点ということで、平成11年7月に地方分権一括法が制定されて以来6年が経過し、自己決定、自己責任の原則に基づく地方公共団体の健全な行財政運営が求められています。そんな中、北海道夕張市では、632億円という返済不可能な借金を抱え、市の人口がどんどん減少し、経営破綻団体として国の監督下に入り、再建への道を歩むことになっています。

今定例議会は、決算審査も行われる中、次年度に向けて予算編成をする際の留意点について質問したいと思います。的確なる回答をお願いいたします。

最初に、予算の意義についてであります。住民から徴収した貴重な税金を、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと地方自治法第2条に規定されております。この目的に沿って効率的に財源を運用していくために策定する金銭の収入支出の運用計画が予算であります。

また、予算の編成には、次の2つの制約があります。その1つは、法令上の制約です。色々な関係法令、条例、規制等を遵守し、また議会の議決を受けた上で初めて執行することが出来ます。その2つは、地方公共団体の発展は、予算編成の仕方にかかっていることでもあります。広く全体の福祉の向上に意を用いた予算であれば、立派な事業が完成

し、ひいては住民福祉の向上が見られるものであります。

以上の点を踏まえて、次の質問に的確かつ具体的に回答していただきますようお願いをいたします。

最初に、歳入の見積もり方についての質問であります。歳入の見積もりの原則は、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により経費を算定し、これを予算に計上するとなっております。また、あらゆる資料に基づいて的確に財源を捕捉し、かつ経済の動向に即して収入を算定し、予算計上していくと明記されております。

それでは、歳入の見積もりに当たって、次の事項についての留意点をお聞かせ願います。

・つ目は、町税の予算計上での収入状態の実績の調査です。次年度の税収を推測していくのに、今までの実績の把握と、今後の税収に影響を及ぼす要素を的確に調査することが必要であると考えます。税目別に具体的にご回答ください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町税予算の計上に当たりまして、その算定根拠、算定方法について税目別にお答えさせていただきます。

まず、個人の住民税につきましては、予算計上段階でその基礎となる収入金額、いわゆる所得金額でございますが、つきましては、過去の課税実績をもとに、総務省によります地方財政計画や人事院勧告における調査結果、また年齢別町内人口の推移等、参考となる資料をもとに各所得区分別の伸び率を推計し算出しております。

また、土地家屋等の不動産の譲渡による所得金額につきましては、固定資産税の課税資料となる税務通知等により、売買件数等の把握を行っているところでございます。

法人町民税につきましては、予算計上段階で過去の課税状況をもとに、主要な法人に対しまして業績等の聞き取り調査を行い、推計し、算出しております。

固定資産税及び都市計画税のうち、土地につきましては、地価の動向を勘案し、地価が下落していると判断した場合は、評価額に修正を加えて算出し、それに基づいた予算計上をしております。家屋につきましては、予算算定時点までの実績と登記情報等により推計し、計上いたしております。

軽自動車税につきましては、登録台数の伸び等を推計し、計上させていただいております。

たばこ税につきましては、前年の実績をもとに、県の見込みを聞き取り調査し、計上

させていただきます。

いずれにいたしましても、景気の動向等確実に予測出来ない部分もありますが、予算算定時点で把握出来る情報については的確に推計し、出来るだけ適正な予算計上に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次に、不納欠損見込みの積算について、次の2点について質問いたします。

1つ目は、消滅時効、これは5年で時効となりますけども、消滅時効で、徴収権が消滅した町税は、町長の不納欠損処分が必要かどうか、まずこれ1点目です。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方税の徴収権につきましては、地方税法第18条の規定によりまして、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しなかった場合、時効により消滅するという事になっております。

また、時効中断につきましては、督促や交付要求、あるいは差し押さえ、または納付誓約書の提出等があった場合、地方税法の規定により時効を中断することが可能であります。中断をいたしますと、その事由が終了した日の翌日から改めて5年間の消滅時効が進行するという事になっております。

本町といたしましては、一旦確定した債権につきましては厳正な債権管理を行うことが必要であり、適正な滞納整理を進めながら、個々の状況により、地方税法の規定によりまして、消滅時効となっているかどうか見極めて整理をいたしまして、時効となったものにつきましては、あわせて財務会計に必要な手続をいたしましてその欠損処分をさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 再確認ですけど、今の回答では、町長の不納欠損処分はなくても債権は消滅するという事ですか。それと、債権が消滅したことを確定するためには、不納欠損処分をすることは出来ると考えていいわけですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまおっしゃいましたように、地方税法上の関係で消滅時効ということになるわけございまして、ただ先ほど申し上げましたように、財務会計上必要な手続といたしましての欠損処分という手続を町長が行うということになるわ

けです。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） いずれにいたしましても、税徴収がスムーズに出来ないことは好ましい状態ではなく、適正な滞納整理を進めていただくことを要望しまして、次の2点目ですが、不納欠損見込みの積算について、相続人または清算人が継承する町税の納税義務は、相続財産または分配財産を限度とするが、超過分の債権放棄は町長の不納欠損処分によるのですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 相続について、質問者がおっしゃいますように、自分が相続人になったことを知った日から3カ月以内に財産目録を調整し、家庭裁判所で限定承認が受理された場合、相続人の納税義務は、相続で得た財産の範囲に限定され、滞納処分を行わなければならない場合につきまして、相続財産について滞納処分をすることは可能であります。相続人の固有財産に対しては滞納処分をすることは出来ないという制度でございます。

このように限定承認をした相続人の相続した財産がなくなった時には、直ちに租税債権を消滅させることが出来ますことから、残余の租税債権につきましては、財務会計上必要な手続といたしまして不納欠損処分をすることになるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次の質問です。滞納税の繰越計上での留意点について述べてください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町税の滞納繰越分の予算計上に当たりましては、まず過去の徴収実績や大口納付の予定等から、現年度及び滞納分の収入見込みをそれぞれ立て、調定見込額との差額から未収予定額を算出いたしております。

次に、未収額から不納欠損額を引くことにより、翌年度の滞納調定額を算出することになりますが、不納欠損額の見込みについては、地方税法の規定に基づき、3年前に行った執行停止分や、滞納者の財産調査を行った結果徴収することが出来ないと明らかになるものや、時効の到来により徴収権が喪失するものを調査し不納欠損額を計上しております。

以上の見込みをもとにいたしまして、滞納繰越分からさらに滞納繰越分になる分と、

現年度分から新たに滞納繰越となる分を加えた上で、翌年度の滞納繰越分の調定額を算出し、それぞれの税目の調定額に見込み収納率を乗じて予算計上をしているところでございます。

以上、ただいま申し上げました方法により算出いたしますが、やはり予算計上全般にわたって言えることではありますが、積算根拠となる各種数値や状況等についての資料の収集に努め、出来るだけの確な見込みが立てられるように留意しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 滞納が多いと住民負担の公平性を著しく阻害することから、税徴収には最大の努力が必要となるのが最も重要です。また、滞納額は全額計上し明示していくことも基本です。先ほどのお答えの中で、「翌年度の滞納繰越分の調定額を算出し、それぞれの税目の調定額に見込み収納率を乗じて予算計上する」とご回答ですが、見込み収納率につきましては、どのように把握されておりますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 過去の収納実績等を勘案しながら収納率を幾らにするか決めまして、それで掛けて予算計上をさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 的確な乗じる収納率を把握していただいて計上していただくことを願ひまして、次の質問に入ります。

追加財源の留保とその計上での留意点について、当町の方針を聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町の予算につきましては、その編成時点において把握し得る可能な収入を一切計上をしております。そうしたことから、あらかじめ財源を留保していることはございません。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 追加財源は、通常補正予算で対処されると思います。財源の調達が課題となってきます。総計予算主義からすれば、あらかじめ見込んで歳出額を計上しておくことや、予備費からの充当、関係歳入予算の組み替えなどで行いますが、突発的な場合もあり、あらかじめ留保財源を捻出するために、実際の予定歳入額より低い額で計上しておく手法もとられている地方公共団体もあると聞きます。当町は、追加財源の

留保はあらかじめしないとのことでお答えいただきました。これはこれではっきりとしてよいのですけども、突発的な事態の財源確保に課題も残ってくるかと問題を提起して次の質問に入ります。

次は、税法改正が今後予想される時の対応策についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 歳入予算の算定時におきまして、税制改正等が予定されている場合につきましては、まずその改正内容を的確に把握することが必要となりますことから、政府税制調査会の答申や総務省等による改正資料等の情報収集に努めますと共に出来るだけ最新の情報を予算に反映出来るように努めておるところでございます。

また、それらの改正内容による影響額につきましても、課税実績や参考資料等をベースに改正事項ごとに影響額を積み上げるなど、出来るだけ適正に予算計上出来ますように努力しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 相当の改正が明確な時は、その見込み額を計上しておくことが望ましいと思います。現行制度を前提にあえて計上せず補正予算で対応する。特に注意を要するのは、改正があった場合、収入が減る場合であります。この場合、歳出予算額の圧縮をしなくてはなりませんので、税法改正の情報の把握は正確に的確にチェックすることが最重要かと思えます。

次に、固定資産税の評価で、各資産の評価を適正かつ公平に評価するための留意点についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 固定資産税につきましては、毎年1月1日現在における固定資産の状況によって評価された価格に基づいて課税する税でございます。登記情報、農地転用許可申請、現地調査及び航空写真等、多角的な確認作業によりまして適正な課税客体の捕捉を行っております。

平成6年度の評価替えから宅地等の評価につきましては、地価公示価格等の7割を目途に均衡化、適正化を図ると共に、固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法によって評価いたしております。

評価の方法についてでございますが、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度、その他の宅地の利用上の便等を考慮して地域を区分し、標準地の選定を行い、



地価公示価格、地価調査価格及び鑑定評価価格をもとに路線価を付設し、土地の形状、状況に応じ所要の補正をし、一筆ごとに評価額を算定いたしております。

市街化区域農地の評価方法については、固定資産評価基準に基づき、先ほどの路線価から一筆ごとの形状、状況に応じ所要の補正をいたしまして、造成費を控除して評価額を算定いたしております。

調整区域内農地、山林の評価方法につきましては、地勢、土性、水利等の状況を総合的に考慮し、概ねその状況が類似していると認められる地区ごとに区分し評価いたしております。

新增築家屋の評価方法につきましては、使用部材、施行量等を1棟ごとに調査し、固定資産評価基準により評価します。既存家屋の評価方法につきましては、3年ごとの評価替えの時に、新築時の評価に経過年数に応じた補正率等を乗じまして算定いたします

また、地方税法におきましても、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準、これは評価額に対する前年度課税標準額の割合でございますが、この負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が規定され、宅地等について負担水準の高い土地は税負担の引き下げを行い、または据え置きをされております。負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。平成18年度評価替えにおきましても、税負担の調整措置等については、負担水準が高い土地についてはこれまでの制度を継続する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら負担水準の均衡化を促進する措置が講じられておるところでございます

以上申し上げましたように、固定資産の評価については、非常に複雑かつ高度で、専門的な作業が必要となりますことから、職員におきましても各種研修会に積極的に参加し、評価技術の向上を図ることにより、適正かつ公正な評価が出来るように努めておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 固定資産税の公平性は、社会情勢の変化で常に流動的なものであるとの観点を持って、その時代に即した適正な評価が出来るよう努力を惜しまないことを要望いたしまして、次の質問です。

軽自動車税で、身体障害者に対する減免措置はすべてに徹底出来ているものか、お答えください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 身体障害者等がみずから使用する自動車等につきましては、日常生活に不可欠な生活手段となっていますことから、当該自動車等につきまして、自動車税、軽自動車税、並びに自動車取得税を減免することにより、身体障害等を克服し健常者と同じように社会生活を営むことが出来るよう税制上の配慮がなされております  
軽自動車税につきましては、地方税法及び町税条例の規定により、一定要件を満たす身体障害者などからの申請に基づき減免措置を行っておりますが、この申請は毎年必要となりますことから、担当の税務課より、前年に減免措置を行った方に対しましては、4月初旬頃に申請案内書を送付し、申請漏れ等がないように配慮をさせていただいております。

また、身体障害者手帳の交付の際に、福祉課の方で配布しておりますパンフレットに税の減免等に関する項目も掲載しております。軽自動車税の減免措置につきましても、その中で説明をさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ちなみに、軽自動車税の減免台数につきまして、ここ近年3年間の台数について、おわかりな範囲でお答え願えますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成16年度で40台、平成17年度で41台、平成18年度で45台となっております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 先ほどのお答えにもありましたように、申請漏れがないよう配慮を行っていただいていると。また、身体障害者手帳の交付の際に、福祉課でパンフレットを配布し住民に周知徹底しているということでございますので、漏れ落ちのないようをお願いしたいものであります。

次に、都市計画税は目的税でありまして、必ず都市計画事業にその税収を充当すると規定されているのですが、これは遵守されておりますか。また、税率の改正は近々にあるのでしょうか。予定があればお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 都市計画税につきましては、市町村が都市計画事業等に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける市街化区域内の土地または家

屋の所有者に対して課する目的税でございます。

市町村が都市計画法等に基づいて都市計画事業等を行う場合には、市街化区域内の土地及び家屋について、一般的に利用価値の向上、価格の上昇等が伴いますことから、都市計画税は、これらの利益を究極的に受けると考えられる当該土地または家屋の所有者に対し、その事業に要する費用を負担していただくものでございます。

都市計画税の課税客体、納税義務者、課税標準等は、固定資産税と原則として同一でありますことから、都市計画税と固定資産税とは、特別の事情がある場合を除くほか、これらを合せて賦課徴収することとされております。

都市計画税の制限税率は100分の0.3でございますが、当町におきましては100分の0.15としております。

都市計画税の充当先でございますが、平成17年度決算では、都市計画道路法隆寺藤ノ木線や下水道事業及びこれらの事業の実施に当たり借り入れを行いました町債の償還金に全額充当させていただいております。これにつきましては、配付させていただいております「平成17年度決算附属参考資料」の中にも、その内容を掲載させていただいております。

また、当初予算におきましても、その用途状況を明確にするため、一般会計予算書の説明欄に、「都市計画事業費に充当」と明記すると共に、具体的な内容につきましては「予算関係参考資料」において説明をさせていただいております。

なお、税率の改正についてでございますが、今のところは考えておりません。ただ、下水道事業など今後その事業展開が大きくなると見込まれますことから、本町の財政状況によりましては、税率改正を検討していく必要が生じることも考えられるところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 都市計画税の税収はすべて都市計画事業に充当しているとのお答えをいただきました。また、税率の改正につきましては、税率の改正は今までは考えていないが、下水道事業を例にとられて、財政状況によっては改正を検討していく可能性があるとお答えになりました。税制改正を万一される場合は、安易にすることなく十分検討していただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入ります。

次は繰入金についてであります。繰入金は、一般会計、特別会計、基金及び財産区会計の間で相互に資金運用出来る金銭であります。すべての剰余金を他の会計に運用

出来るものではないと思います。特別会計から一般会計へ、また基金から一般会計への繰り入れ、繰り出しで制限されているものはどのようなものがありますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 決算剰余金の処分につきましては、二通りの方法がございます。

第1の方法といたしましては、翌年度の歳入への編入であります。繰越明許費等の財源に充当すべき額以外の剰余金は、翌年度の予算において一般財源としていかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えないというものとされております。

第2の方法につきましては、基金への編入であります。条例の規定または議会の議決に基づき、剰余金の全部または一部を、翌年度へ一旦繰り越す手続を経ないで基金に編入することが出来るとされております。

次に、繰入金についてでございますが、繰入金とは、地方公共団体の各会計間、つまり一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を言うものでございます。これら会計間の繰り入れ、繰り出しにつきましては、それぞれ法令または通知等に従って行っているところでございます。

初めに、基金からの繰り入れにつきましては、それぞれの基金には、その設置、管理及び処分に関する条例等がございます。これらに基づき処分し、繰り入れを行っておるところでございます。

藤ノ木古墳整備基金を例にいたしますと、「斑鳩町藤ノ木古墳整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」により、藤ノ木古墳及びその周辺整備に要する経費に充てるため設置し、この目的であります藤ノ木古墳の整備に充てるため、一部を処分し一般会計に繰り入れているところでございます。

平成18年度一般会計予算では、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金、藤ノ木古墳整備基金からの繰入金を計上させていただいております。なおこの基金の取り崩しの合計額でございますが、5億510万7,000円となっております。

次に、会計間での繰り入れ、繰り出しについてでございます。特別会計は、特定の事業実施に当たりまして、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されるものでございます。当該特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計などから

資金の繰り入れを行って財源補てんをすることになってございます。

平成18年度予算では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計及び水道事業会計におきまして一般会計からの繰入金金を計上しており、それぞれ各事業制度の基準に基づきまして一般会計から繰り入れを行っております。なお、一般会計からの繰出金の合計といたしましては、9億1,217万6,000円となっております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） いずれにいたしましても、異なる会計間での繰り入れ、繰り出しは、各法令や条例等に基づきまして適正な会計処理をしていくことが大切です。そのことを遵守していただくようお願い申し上げます、次の質問です。

町債の予算計上での留意点、また町債を起すことの事業はどのような事業があるかについてですが、町債を発行しない財政運営がベストと考えますが、やむを得ず発行していく場合はどういった留意点があるのかについてお答えください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方財政法第5条第1項には、地方債の制限として、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない」と規定されております。あくまでも例外として発行することが出来ることとされております。

このように、町債を発行しない財政運営をしていかなければならないのが本来でございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業等の都市基盤整備や（仮称）総合福祉会館の建設など本町が当面する政策課題に対処していくための財源確保、また地方一般財源の不足に対処するためには、その活用はやむを得ないものと考えております。

町債の予算計上におきましては、こうしたことから、後年度の財政負担を見極めて慎重に対応しているところでございます。

次に、町債を起すことが出来る事業についてでございますが、先ほども申し上げましたJR法隆寺駅周辺整備事業等の建設事業や地方一般財源の不足に対処するため臨時財政対策債等の赤字地方債などが挙げられます。

特に、地方一般財源の不足に対処するために、平成13年度から発行が許可されております臨時財政対策債等の赤字地方債の残高が急激に増加しており、平成17年度末では30億7,746万3,000円、約35%を占めております。

また、平成18年度におきましては、明治時代の府県制・市制・町村制以来続けられ

てきた地方債制度が大きく変革されました。地方分権一括法の施行に伴いまして、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って地方債の許可制度は廃止されました。地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保を図る観点から、総務大臣または都道府県知事と協議を行う制度に移行されたものでございます。

この地方債協議制度のポイントにつきましては、財政状況が健全な地方公共団体は、総務大臣または都道府県知事に協議を行えば、仮にその同意がなくとも、あらかじめ議会に報告して地方債を発行出来るという点がございます。

地方公共団体は、協議において総務大臣等が同意をした地方債については、当該同意に係る公的資金を借り入れることが出来ます。また、同意のある地方債についてのみ元利償還金が地方財政計画へ算入されることとなっております。

その一方で、実質収支の赤字が一定以上大きい団体、公債費等の比率が一定以上の団体、赤字公営企業等につきましては、地方債を発行する時は総務大臣等の許可を受けなければならないこととなっております。早期の財政健全化への取り組みを促すための早期是正措置を導入するというところでされておるものでございます。

普通会計の実質収支の赤字比率に係る許可団体移行の水準につきましては、標準財政規模に応じ、その2. 5%から10%の間で段階的、連続的に率を設定されてございます。

また、公債費等の負担をはかる指標といたしまして、従来の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標といたしまして実質公債費比率が導入され、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体となることとされております。

また、赤字公営企業の赤字比率が10%以上の公営企業につきましても、その事業に係る地方債の発行について許可を必要とすることとされております。

当町におきましては、いずれの条件もクリアしておりまして、同意による地方債の発行が可能となっております。なお、新たに導入されました実質公債費比率につきましても14.4%となっており、許可団体の条件であります18%未満の水準となっております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次の質問です。歳出予算の編成方式としまして、積み上げ方式、これは下部の担当者から上部に向けて査定復活要求を反復しトップの決定を得る方式であります。それと、トップダウン方式、これはトップとそのブレーンで方針が決められ

るものであります。それと、集中編成方式、これは予算の要求を各課から取らないで財政当局で原案をつくり、各課の意見を聞くというものであります。それと、財源割当方式、これは財政当局が予算枠を各課に割り当て枠内で事業をするというものであります。この4つ等があると思うのですが、当町の採用方式について、またその採用の理由についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 予算編成の手法には、1つは、各部課が町長の予算編成方針によって原案を作成し、財政担当課がこれを査定して予算を策定する積み上げ方式。2つとして、予算原案のすべてを財政担当課で行う集中編成方式。3つ目といたしまして財政担当課が各部課に一定額の財源を割り当て、各部課がその範囲内で予算を策定する財源割当方式などが挙げられます。

本町におきましては、積み上げ方式を原則として採用させていただいております。採用理由といたしましては、住民の多様なニーズに対応し、かつ、ますます複雑化する諸制度に対応するためでございます。

しかしながら、現在の危機的な財政状況の中で、当町が掲げております「基金からの繰り入れに頼らない」、「歳入に見合った歳出」となる予算とするためには、単なる積み上げ方式では予算編成が出来ない状況でありますことから、町長、助役、収入役及び教育長によるトップダウン方式も取り入れ、事業の延期、延伸、中止等を行うことにより予算編成を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 各担当課が予算原案を作成し、これを予算にまとめていくいわゆる積み上げ方式を採用しているとのことですが、これはこれで意義があると思います。また、トップダウン方式も並行して取り入れているところで、事業の延期、延伸、中止等を行い、町長、助役、収入役三役による決断を予算編成に反映しているとのことご回答でした。基金の取り崩しに頼らない、また歳入に見合った歳出となる予算が出来ますよう努力していただくことをお願いいたしまして、次の質問ですが、一時借入金、これは性格上短期的なもので、通常当該年度の歳入歳出予算に計上されませんが、万一会計年度に償還されなかった場合の会計処理はどうなるのですか。また、一時借入金が適切かどうかの判断基準はどうされておりますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 一時借入金とは、地方公共団体が一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借入れを行う金銭を言います。一時的な収支の不均衡を解消するための支払い資金でありますことから、当該会計年度の歳入すなわち当該年度分として収納された歳入をもってその年度の出納閉鎖日であります5月31日までに償還しなければならないこととされております。この点で、同じ借入金でありましても、特定の財源に充てるための事業資金として借入れ、年度を超えて償還する地方債とは本質的に異なるものでございます。

一時借入金は、歳入歳出予算に計上されるものではございませんが、借入れの最高額は予算で定めることとされております。ここで言う借入れの最高額とは、ある時点における一時借入金の現在高の最高限度額を指すものでございまして、借入れの累積総額を言うものではございませんことから、予算の定める最高額の範囲内であれば何回でも借入れることが出来、この額を超えない限り予算を補正する必要はないとされております。

また、先ほども申し上げましたとおり、歳入予算には計上しないものでございます。したがって、本来歳入として収入するものではないので、歳計現金に当たらず、また法令で定める歳入歳出外現金の範囲にも入らないものでございますが、この現金自体は歳出予算に計上された経費の支出に充てられますので、公金として出納及び保管をしているところでございます。

一時借入金の借入れに伴う利子につきましては、借入れ年度の歳出予算に計上し一時借入金と同様に、当該年度の出納閉鎖日までに支出することとされております。

本町におきましては、借入れコストの縮減を図るため、一時借入金の借入れを金融機関から実施するのではなく、各基金条例の定めるところに従い、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、本町が管理している基金からの繰り替え運用で実施しているところでございます。また、その返済につきましても、原則どおり同一年度内におきまして実施しております。

次に、一時借入金が適切かどうかの判断をどうしているかということでございますが町税や地方交付税の減少などにより歳計現金の不足も大きくなり、繰り替え運用額も年々増大しております。

幸いにして本町では、繰り替え運用が出来るだけの基金残高がありますものの、本来ならば金融機関から資金を調達し借入れなければならず、その借入れ利息が公債費



の増嵩にも影響してまいります。

そうしたことから、今後におきましても、各課における毎月の収支見込みを可能な限り厳正に見込むと共に、支払い資金のより一層の平準化に努め、一時借り入れの縮減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 最後の3番目の質問であります。今後、向こう5年間において、公共下水道事業特別会計で32億円余りの町債の増加と、またJR法隆寺駅周辺整備事業及び総合福祉会館建設事業で合せて26億余円の町債の発行が予定されておりますが現状の歳入状況が続く限り、小手先の歳出カットではとうていおぼつかない赤字借金増し会計となると会計監査委員もご指摘されています。

ここで、来年度に向けての予算編成で、例年とは異なる得策があるのですか、具体的にお答えください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町財政は、本格的な少子高齢社会を迎えることにより、社会保障関連費用の増加は避けられない状況の中で、本町の課題であります都市基盤の整備に伴う公債費の償還ピークも重なり、平成25年度以降さらに厳しい状況に陥る見込みでございます。こうした中で、長期的な安定財政を確立するには、人件費の削減と公債費の抑制に重点的に取り組み、財政構造の改善を図らなければならないものと考えております。

来年度の予算編成に当たりましては、人件費の抑制を図るため、第2次斑鳩町定員適正化計画に基づき、引き続き計画的な定員管理に努めてまいりたいと考えております。また、特別職報酬等審議会のご意見をいただきながら、特別職等の報酬額の見直しを行うと共に、各種審議会等の見直しにより委員報酬の縮減にも努めてまいりたいと考えています。

事務事業の見直しといたしましては、団体運営補助金につきまして、団体の皆様のご理解を得る中で、原則として平成18年度当初予算額の10%の削減を行ってまいりたいと考えております。

また、投資的事業につきましては、これら事業の推進による公債費負担の増大が本町財政の悪化を招く大きな要因の一つとなっていることは事実でございます。ただ、これらの事業につきましては、本町の行政課題を克服していくためには大変重要な事業でござ

ございます。議会にもご相談申し上げ、議論していただきながら進めてまいったところでございます。

そうしたことから、JR法隆寺駅周辺整備事業、(仮称)総合福祉会館建設、学校校舎耐震補強などの住民生活に密着した事業につきましては、可能な限り事業費の縮減を図りながら、そして公営住宅整備事業に当たりましては抜本的な見直しも検討しながら公債費負担の縮減に努めてまいりたいと考えております。なお、各事業の見直しに当たりましては、担当常任委員会にもご相談申し上げてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。いずれにいたしましても、把握し得る可能な歳入を見積もると共に、この歳入規模に合った予算を編成してまいりたいと考えております。

財政の健全化に向けては、現在、財政健全化計画の策定作業を進めているところでございますが、将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、「平成27年度までに基金からの繰り入れに頼らない予算編成を目指すこと」を基本指針といたしまして、また第3次行政改革大綱の終了年度であります平成22年度までを「財政構造改革のための重点期間」として、単年度収支の均衡と公債費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

財政健全化の推進に当たりましては、住民皆様をはじめ各方面にわたり痛みをおかけすることも生じてまいります。しかしながら、自治体として責任を持って自主的、主体的なまちづくりを推進すべく、住民の皆さんと一体となって財政健全化を成し遂げてまいり覚悟でございますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長(中川靖広君) 9番、浦野議員。

○9番(浦野圭司君) 今、ご回答いただきましたように、「平成27年度までに基金からの繰り入れに頼らない予算編成を目指すこと」を基本指針とされ、また平成22年までを「財政構造改革のための重点期間」として、単年度収支の均衡と公債費の抑制を図ると答えていただきました。これから来年度の予算編成に入っていかがいますが、今、おっしゃっていただいた方針をより具体的に数字に反映されまして、健全財政の継続が出来ますよう切願いたします、私のすべての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番(小野槇雄君) それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従い質問して

いきます。

大変くどいようですが、通告いたしております私の1と2の質問は今回で終結といたしたいと思っておりますので、ぜひとも質問の趣旨等ご理解いただき、的確なご答弁を期待しております。

それでは、まず法務局斑鳩出張所の統廃合について、その・として、統合先が葛城支局から奈良本局へ変更された経緯を再度簡潔にお示してください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 平成17年2月15日に、当時の奈良法務局長が来庁されまして法務局斑鳩出張所を廃止し葛城支局へ統合したいとの申し入れに対し、当町としては、斑鳩出張所の存続を要望し、また生駒郡町村会長として、当日付で斑鳩出張所の存続を奈良法務局長あてに文書で要望いたしました。

その後、斑鳩出張所の廃止については、国の行革の一環としてやむなく了承せざるを得ないということから、葛城支局への統合について、生駒郡町村会長として郡内各町長のご意見をお聞きしたところ、安堵町の島田町長は、交通事情等を考慮するとぜひとも奈良本局への統合をお願いしたいとのことであり、また三郷町の秋田町長、平群町の中筋町長におかれましても、利便性を考えると葛城支局よりも奈良本局への統合を望むという意見でありました。

これらのことを踏まえ、平成17年4月25日、当時の滝法務副大臣に、斑鳩出張所建屋の無償払い下げの要望書を提出した際に、生駒郡町村会としての統一の意見として奈良本局への統合を口頭で要望させていただいたものでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、さきの6月議会でこの件で質問を繰り返し、少々エキサイティングな発言もいたしました。また、なつかしい名前を言いますが、野呂民平前議員と共に、当時の議運の正副委員長として、今の中野収入役、黒崎課長補佐らと練りに練って素案をつくった斑鳩町公文書の開示に関する条例に基づいて、7月25日初めて、「法務局斑鳩出張所統廃合に関する文書、要望に関する部分」を請求いたしました。

斑鳩町としては、予想どおり、対象公文書不存在のため請求の却下の通知がありました。しかし、町の担当職員の取り計らいで、生駒郡町村会へも公文書の開示請求を申し出て、その結果2通の公文書の開示を得ました。1通は、奈良地方法務局長への斑鳩出張所の存続要望、他の1通は、法務副大臣滝実氏への斑鳩出張所施設の無償払い下げ要

望です。統合先を葛城支局から奈良本局への変更要望を文書でされた形跡は全くありません。

そして、今、私の再度の質問に、町長は、「平成17年4月25日、当時の滝実法務副大臣に、斑鳩出張所建屋の無償払い下げの要望書を提出した際に、生駒郡町村会としての統一意見として、奈良本局への統合を口頭で要望させていただいた」と、このようなご答弁をいただきました。

私は、まことに滝実氏の言動が残念でなりません。元自治省の幹部であり、当時政府の一員でありながら、行政改革の一環、国の行政組織の減量・効率化としての登記所の適正配置について、このことについて全く理解されていなかったのではと思料するからです。幾ら滝実氏の選挙区内の生駒郡町村会としての統一意見であったとしても、町長らにしっかりと葛城支局への統合の適正さを説明し理解を得るべきで、まして口頭での要望はせず、文書での無償譲渡を法務省に強く働きかけていただくのが真の政治家と私は思っております。

また、平成8年から滝実氏を自民党員として一途に支援してきた私にとっては、奈良本局への統合先変更を白紙に戻すようお願いし、滝実氏も理解され、改めて再度法務省へ働きかけてくれると期待していたのに、まことにまことに残念です。

この統合先の急な変更に伴って、統廃合が2カ月半遅れ、国は2,000万以上の経費が必要となり、国民の税金が浪費されました。さらに、生駒郡の住民にとって将来にわたって利便性を損なう結果となり、私は滝実氏に裏切られたとの思いで憤りさえ感じております。

6月議会の一般質問にも、滝実氏の秘書が傍聴に来られていたようですが、しっかりとこの失態を認識し、反省され、今後の政治活動に誤りのない行動をとっていただきたいことを願って、次の質問、統合先が変更されて生じた影響等を問うとの質問ですが、以前の登記簿謄本、現在の登記事項証明書は、統合先の奈良本局ではなく葛城支局に向いて交付を受けているそうですが、このことはやはり葛城支局の方が利便性が高いからだと思えます。この点、先ほどの町長の答弁にあった、利便性を考えると葛城支局よりも奈良本局への統合を望むとの思いは、全く誤りであるということを実証していると思えます。

コンピュータ化に伴い、登記事項証明書は、適正配置を不適正に無理やり変更された利便性のある葛城支局でとることは出来ますが、公図や図面類は不可能で、当然各種の

申請は不便な奈良本局へ行かなくてはなりません。統合先が奈良本局になってからの影響など、その対応をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 法務局斑鳩出張所にあリましては、平成18年4月24日に奈良地方法務局登記部門に統合され、斑鳩出張所がなくなりましたので、随分不便になったと感じております。

登記事項証明書の請求だけの要件でございましたら、データの電子化に伴い葛城支局でも交付を受けることが出来ますので、葛城支局で交付を受けたりもしておりますが、登記及び関係書類の請求につきましては、奈良本局で手続をしなければならないことから、奈良本局へ行っております。

葛城支局あるいは奈良本局への用務の選択については、質問者の申されているように公用車で行く場合につきましては葛城支局の方が近いようでございます。急を要しない時には、出来るだけまとめて県庁等への出張の際にあわせて奈良本局で用務を済ませているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、急を要しない登記手続、これはまずないと、そのように認識しております。登記の遅れ等でトラブった事例は幾らでもありますので、やはり急を要しない登記手続というようなことは私はないと思います。この点しっかりと認識していただきたいと思います。

次に、この旧斑鳩出張所の建物の引き渡しを受けられたと認識しておりますが、不動産登記法第47条に、「建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1カ月以内に表題登記を申請しなければならない」とされております。また、不動産の所有権移転の完了時というのは、所有権移転登記が完了した時と私は理解しておりますが、これらの点についての見解をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、旧奈良地方法務局斑鳩出張所の建物の引き渡しについてのご質問であります。国有財産引渡書によりまして平成18年7月1日付で引き渡しを受け、完了いたしております。また、現建屋の表題登記及び所有権の保存登記についてであります。法の遵守に基づけば期限を過ぎているところでございますが、旧奈良地方法務局斑鳩出張所の建物については、改築を行うことでもありまして、管理棟の

新築と合せ全体が竣工した後に建物に対する表題登記を行うことが経済的であると考え  
ることから、竣工した後に登記を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今の、この建物については事業完了後に表題登記をしていく方が  
何かと経済的でもあろうというご答弁をいただきました。

それでは、先ほどの法の遵守ということで、今まで町が管理して供用している公共施  
設についてはほとんど登記がされていないと思うんですが、今後どのように対応してい  
かれるのか、お示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 不動産登記法に基づき町の公共施設における登記を行うこと  
は、十分に認識をしているところでございます。公共施設の財産の管理については、従  
来より財産台帳にて管理してきたところでありまして、今日まで表題登記をしなかつた  
ことで特に問題等不都合が生じなかつたことから、表題登記をしてこなかつたのが実情  
でございます。

今後は、質問者が申されますように、法の趣旨にのっとり登記をしていかなければな  
らなないと考えておりますことから、まず新築をする建物については表題登記をしていき  
たいと考えております。

また、既存の建物につきましては、今後は基本的には各担当において、職員で対応出  
来るものについては職員で登記をし、職員で行うことが困難なものにつきましては、業  
者の側の方へ委託を検討するなどをして対応してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今後ということですが、奈良県警に関連する建物は、もう二十数  
年前から既に登記をされている、こういうことをご紹介しておいて、次の2として、町  
長が会長である社会福祉協議会について、その・として、3月議会の一般質問・予算委  
員会での答弁内容について、その真偽を問うとの質問ですが、6月議会にも未調整とし  
て提出していただけなかつた例の2月2日の社協理事会議事録もやっと入手いたしまし  
たが、色々なことが決定された事実はありませんでした。むしろ、3月議会までに社協  
で配布された「次回理事会提出案件についての予定」、その中に件名として、「会員規  
定の一部改正について」、そしてその理由、内容として、「自治会取りまとめによる入  
会の場合、会費の半額を小地域福祉会へ配布しようとするため」、このように組み入れ

られており、現に3月22日の理事会で議案第22号として審議され、議事録によりますと、「議会で質問されているのであれば、継続審議でいいと思います」との意見などが出されて、その結果継続審議となっております。ということは、3月22日の理事会でもこれらの件については決定されていないということになりますし、これらの事実から、2月2日の理事会で決定されたとの3月議会での発言は間違いであると、このように言わざるを得ないのですが、3月議会での一般質問に対する中井部長の答弁はどのような経緯であったのか、具体的にお示しください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 3月の定例議会におきまして、社会福祉協議会の会員制度についての一般質問の中で、自治会へ半額バックすることにつきまして、いつ、誰が決めたのかというご質問を受けたところでございます。これに対しまして、私の方から「社会福祉協議会の理事会で検討をされて、2月の2日に決定をされたと聞いております」というお答えを申し上げております。この答弁の根拠につきまして、今回質問者からのご質問であるわけでございます。

社会福祉協議会の辻局長に、3月の定例議会で、地域への協力依頼の説明会の中で、社会福祉協議会の会員募集にかかわって、自治会単位での加入となれば半額自治会へバックするという説明を受けたと、このことについていつ誰が決めたのかなどといった一般質問の通告を受けていることの報告を辻局長に行いますと共に、先ほど申し上げましたような内容で答弁を行うということの取りまとめを行いまして、その答弁内容の確認を辻局長にもしてもらおう中で、先ほど申し上げたようなお答えを申し上げたものでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 社協の辻局長というのは、前上下水道部長ですが、その人がなぜこのようにはっきりとした、誤ったというんですか、見方によれば虚偽の報告ですね。たしか、2月4日の地域の集会で辻局長がそのように申されたけど、それはどうだと同僚議員が質問されて、先ほどの中井部長が答弁された。そういう行為は全く私としては解せない言動ですが、町の監査委員の指摘があったにもかかわらず、その時点で議事録が未調整であり、中井部長としてもまさかという気持ちだったと思います。また、町長にとっても、2月2日の理事会は所要のため途中退席されていて、6月議会での私の一般質問には、あのような答弁になるんだなあ、私は今そのように理解しております。

どちらにしても、辻局長の虚偽の報告がより一層の混乱を招いたと言わざるを得ないこのことについては後ほどまた触れることとして、次に・として社協職員の雇用状況とその内容を問うとの質問ですが、臨時職員、嘱託職員の採用方法について、また町の役職員名簿で嘱託職員に主事としての職名をつけていることについての理由をお示してください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問をいただいております、臨時職員もしくは嘱託職員の採用についてでございます。

まず、募集につきましては、基本的には、社協だよりなどに掲載を行いまして公募を行っているとのことでございます。しかし、急な退職者等が生じた時には、緊急に職員の補充をしなければならない事態が生じる場合もございますので、これによらない採用もあるということでございます。

次に、採用試験の実施についてでございますけれども、必要に応じてその都度実施をされている状況でございます。また、その試験の科目につきましては、基本的には論文と口述試験で実施をしているということでございます。また、採用につきましては、採用期間が満了する前に、勤務成績や本人の意思確認を行いまして、採用の更新を決定をされているということでございます。

それから、あと、今、言われてます嘱託職員の関係でございますけれども、主事という職の関係でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、社会福祉協議会の事務局規則の第4条の第1項に、「事務局には、事務局長、事務局次長、係長、主事を置くことが出来る」ことになっております。また、同条の第2項では、「必要がある時は、嘱託職員及び臨時職員を置くことが出来る」となっているところでございます。このことから、嘱託職員及び臨時職員として採用した者であっても、常勤で採用をした者につきましては、主事の職をつけているというように聞いているところでございます。

臨時職員の採用の関係と嘱託職員の主事の職名ということでの答えとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 3月議会ですかね、3月1日付ですかね、緊急で、理事の皆さんもご存じないのに採用された方があるということで、私は一般質問で色々聞かせていた



できました。その方も、今年度になって更新をされたと思っているんですが、現在どのような形でおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今のご質問の関係でございますけれども、3月1日で職員採用を行いまして、そして新年度に、先ほどもお答えさせていただいておりますように、新年度も引き続き社会福祉協議会への勤務ということでの本人の意思確認等も行われる中で、4月1日から以降も勤務についていただいていたところですが、今現在では退職をされているところでございます。7月の中旬で退職という状況になっております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） ということは、私は、たしか18年5月19日付ですかね、役職員名簿、それでその方が主事ということで記載されているということで色々お聞きしたいということなんです、その方は既に退職されているということだと確認しておきます。

それで、ここに、先ほどの答弁にあった社会福祉協議会の事務局規則があります。職員としては、第4条として、「事務局に次の職員を置く」、「置く」となっているんですね。それで、1つとして事務局長、2として事務局次長、3として係長、4として主事となっております。そして、同条の第2項には、「前項の規定する者のほか」、ということ、前項というのは4条の1項ですね、「者のほか、必要がある時は嘱託職員及び臨時職員を置くことが出来る」と、このようになっているんですね。先ほどの部長の答弁では、「事務局に、事務局長、事務局次長、係長、主事を置くことが出来る」というような発言だったんです。「置く」という言葉と「置くことが出来る」ということは全くニュアンスが違いますので。

また、同条の2項の説明では、先ほど私が申し上げました、「前項の規定する者のほか」という条件が省かれて説明された。このことは、条文を読む場合に極めて重要なことなんです。それはなぜかというと、全く曲解して運用することともなり、こういう規則等を、読み方、運用していく中では、一種の無知であるといわざるを得ない。でなかったら、虚偽の説明、虚偽の運用をしている、そうとられても仕方がない、私は思うんです。

さらに、常勤で採用した者については主事の職をつけるというような条文はどこにも

見当たらないし、これらのことは一体誰にどういう形で部長はお聞きになったのか、お示してください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、規則の関係で、第4条の第1項で「置くことが出来る」というようにお答えをさせていただきました。これは、質問者のご指摘のとおり「置く」ということになっております。それと、同条の第2項につきましては、「必要がある時に、前項に規定する者のほか」という形で明記されております。答弁が不十分で申しわけございません。間違ったご理解をいただく答弁となったことにつきましておわびを申し上げます。

それと、嘱託職員及び臨時職員で常勤で採用した者には主事の職をつけているという関係でございますけれど、これにつきましては、私の方で、6月議会にもそのようなこともございましたので、その時点で辻局長に確認をする中で、社会福祉協議会としてはそのような形の部分で運用を行ってきているということの説明の中で、お答えをいただく中で、今、申し上げたようなお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、先ほど、規則をこのように解釈するのは一種の無知だと言わざるを得ないかもしれない、このように申しあげましたがね、今の部長の答弁をお聞きして、永年町職員として勤められた前上下水道部長、現在の局長ですね、その人にはこの点大変失礼なことやと私は思っております。しかし、一方、これは前の質問で感じたことと同じように、私は辻局長の虚偽の説明だと、このように言わざるを得ない、この場ではっきりと申し上げておきます。

そして、彼が役場を退職し社協の事務局長に就任したことで、私は当時ある人から、彼は部長当時水道事業で町長の弱みを握っているので社協に入れたというような話を聞きました。私は残念でした。だから、私は、当時の社協の理事として、また議員として当然否定しました。こんなうわさは、私はあってはならないことだと思いますし、このよううわさが事実無根であると立証するためにも、また度重なる虚偽の言動に対して私は町長の英断を期待してこの項の質問は終わります。そして、社協についての今までの質問は終結といたしておきます。

次に、総務常任委員会の皆さん方には大変ご苦勞をおかけいたしましたが一連の事象で誤解を生じてはいけないので、確認の意味でも、役場庁舎から吹鳴されていたサ

イレンについての質問をいたします。

まず、その・として、吹鳴し続けていた認識と根拠をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 役場庁舎に設置いたしておりますサイレンによる正午の時報サイレンの吹鳴を行ってまいりました認識についてということでございますが、これまで過去3名の方の議会での一般質問でお答えしておりますように、サイレンの吹鳴につきましては、昭和30年代の前半頃から、正午の時報をお知らせしますと共に、緊急時に備えて、サイレンが正常に動作するかどうかの点検を兼ねてサイレンの吹鳴を行ってきたものでございます。

次に、正午サイレンの吹鳴の根拠についてでございますが、サイレンの点検方法とあわせまして、特に法的な根拠はございませんが、かつて当町の方針としてサイレンの吹鳴が決定され、これまで慣行として実施してきたものでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 斑鳩町環境保全条例の第23条、「静穏の保持」として、「何人も近隣の静穏を害するような騒音を発生しないよう努めなければならない」。その2項として、「事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがある時は、施設の位置、作業の方法等について必要な措置を講じなければならない」とされております。非常時に備えてサイレンが正常に作動するかどうかの点検として、毎日正午に非常時と同じサイレンを同じボリュームで吹鳴させることは、まさしく近隣の静穏を害する行為です。

それでは、次に、8月15日限りで中止することになった経緯と、今後の検討についてお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 正午の時報サイレンを8月15日で中止にした経緯と今後の検討についてのご質問でございます。

8月15日をもって中止いたしました経緯につきましては、これまで、先ほども申し上げましたように、町議会の一般質問におきまして、正午の時報サイレンについて、時報を知らせるには音がうるさい、空襲警報を思い出すといった住民の方からの苦情を寄せられており、正午の時報サイレンの吹鳴を廃止出来ないかとの趣旨のご質問を、平成10年9月、平成13年9月、平成16年3月の計3回のご質問をいただいたところで

ございます。また、今年の7月には、近隣住民等の意をお受けになった議員より、同様の趣旨で、早期に中止をとという強い要望をお受けいたしました。

このことから、本町といたしまして、正午の時報サイレンの必要性について改めて検討を行いました結果、現在では、正確な時刻はテレビ、ラジオ等で容易に確認出来ること。サイレンの点検方法について、メーカーとの協議を行う中で、1カ月に1回程度、短時間の吹鳴で点検が可能であること。また、王寺周辺広域6町の実態調査について、三郷町を除き廃止されていることを勘案し、当町として、正午の時報サイレンの廃止を決めたところでございます。

廃止の時期につきましては、消防団への説明、住民の方への周知期間、また8月15日には終戦記念日ということで、普段よりも長時間吹鳴していたこともございまして、8月15日をもって廃止をしたところでございます。

次に、今後の検討についてでございますが、8月25日開催の総務常任委員会でもご報告をさせていただきましたように、サイレンの点検方法につきましては先ほど申し上げましたが、点検の頻度といたしましては1カ月に1回、吹鳴時間といたしましては、モーターを回転させる必要がありますことから約1秒間の短時間の吹鳴を考えております。

点検の日時につきましては、1月及び8月を除く毎月1日の正午で、点検の実施日が土曜、日曜、祝日の場合につきましてはその翌日、出初め式を行います1月5日の午前9時、終戦記念日の8月15日正午を予定させていただいております。

吹鳴の時間につきましては、先ほども申し上げておりますように、毎月1日の点検日について約1秒、1月5日は約20秒、8月15日は約1分の吹鳴を予定させていただいております。

点検の開始時期につきましては、9月14日発行の町の「お知らせ版」により、点検方法について住民周知を行い、10月から点検を予定しております。

また、正午の時報サイレンの中止にかわる正午を知らせる時報のあり方についてでございますが、これにつきましては、同じく8月25日開催の総務常任委員会でもご報告申し上げましたように、時報サイレンを近隣住民の方々への配慮から検討した結果廃止したということでもありますことから、代替の時報については、当然のことながら、設置及び維持管理に伴う費用につきましても視野に入れながら慎重に検討を行っているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今、先日の8月25日開催の総務常任委員会でも、委員さんの方から色々指摘されているように、約1秒間の吹鳴であれば、点検は毎日行っていくのがいいのではないかな、そのように私も考えるんですが、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） サイレンの点検を毎日行ってはどうかとのご質問でございます。

周辺地域への影響を最小限にとどめるという観点、またメーカーとの技術的指導を受けながら、直接モーターを回すなら1カ月に1回程度の点検で大丈夫であるとお聞きしていますことから、周辺の方々の配慮も検討をいたしまして、月1回の点検を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 1カ月に1回の点検でオーケーというメーカーの判断、それには私はいささか疑問を持っております。なぜなら、今まで毎日点検が必要だということに付近に迷惑をかけながら継続してきたという、そういう経緯もありますし、それに約1秒間の短時間のモーター回転やったら、私は騒音となるサイレンの吹鳴にはならないとそのように思います。今まで騒音である点検でのサイレン吹鳴であったので、付近住民から中止という強い要望があったということなので、その点、それらのことを的確に理解されたら、非常時に備えての動作確認としての点検は、多い方が当然ベターだと思うんですよね。ぜひとも、委員さんの中でも、複数の委員さんからも私は聞いとるんですよ。その音が小さい音やったら、毎日するのがベターだ。

だけど、今、先ほどのご答弁では、9月14日発行の町広報誌に、今、発表されたということで住民周知を図ると。そして、住民周知を図られて1月に1回の点検だったら、やはり非常時に正確に動くかどうかということは、やはり不安が多いでしょう。その点しっかりと考慮して、私は、先日の総務常任委員会でも、議事録を見る限り、総務常任委員会の委員さんの中でも、毎日でいいん違うかと、そのようなこともおっしゃってるんですよ。それに対して、それで説明が終わりということで、9月14日から見切り発車という形で行かれるように私は考えておるんです。

そういうこともありますから、ぜひとも毎日の点検でやる。そして、一日も早くその

1秒間というモーターが回るという動作確認が出来ることをやってほしいんです。そして、そのことを報告していただいて、住民周知もそういう形で図ってもらいたいと思うんですが、そのことについての検討する余地はないんですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 小野議員さんには、元消防団員ということもありまして、いわゆるそういった活動について、緊急時の関係について色々ご心配いただいているという観点から、色々とおっしゃっていただいていると思います。

我々といたしましては、十分そういった関係につきましては検討をしていかなければならないところがございますけども、先ほど申し上げましたように、この関係につきましては、業者の方から技術的なアドバイスを受けておる中でのごとでございますので、いましばらくこんな形をさせていただいて進めていく中で、やはりまた色々な面で検討する余地が出てくることがありましたら、またご相談申し上げながら、さらに前向きの進め方を考えていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） このことで色々担当課長とも部長とも話させていただいた。助役さんとも話させていただいた。その時に私も話しとったんですね。ああいう点検の方法しかないのか業者に聞いてください。その返事がなかなか来なかったもので、私も色々強いことも申し上げたかなと、そのように思うんですが、だけど私はあの方法でしか、ああいう音を出すことしか点検の方法がないように聞いてましたけど、今、メーカーと話されたら、1秒間のモーターの回転、それを確認出来れば大丈夫だという太鼓判を押ししてくれたんですね。もっと点検の方法ということが、電気製品ですから、通電というやり方で、電気が流れていると、この電気機械には、それで点検が終わるということも可能なんですけど、それではやはり実際回るかどうか、非常時の時に実際回るかどうかやはり不安ですので、メーカーがおっしゃっている1秒間でもモーターが回る、ということは非常時の時は15秒間とか20秒間それは回り続けるという判断になる。

そして、その音、どういう音鳴るんや、そのことも、今、お聞きしてたら、そういうことも、チェックというんですか、試しもしておられないように、総務委員会でもそういう話で、委員さんから、どれぐらいの音が出るんやとか、それを早急にやったらどうやというような意味でもおっしゃっているんです。そのことも、言えば置いたままで、今、答弁いただいたら、9月14日に住民周知を図って月1回のことをやっていく。こ

れは、見方によったら、これこそ議会を無視しているように私は思うんです。だからこそ、今、あえて私はその方面のことも質問させていただいてますので、ぜひとも考えてもらいたい。

そして、8月15日からサイレンは1回も鳴ってないんですよ。今まで毎日点検してたんです。もうすぐ1カ月になるんですよ。そして、今の答弁でしたら、10月1日ですか、実際は2日ということらしいんですが、そこまで1回も回さない。これは、点検を完全に怠ったようになるんです。そこらをしっかりとした考えを持ってほしいんですが、再度お願いします。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） このサイレンの点検、毎日1回1秒間を鳴らすと、こういうことで、小野議員の考え方としては、1秒間ぐらいだったら毎日やったらどうかということでございます。

ただ、先ほども総務部長が申し上げてますように、やはりこのサイレンの問題につきましては、これまで3人の委員の方々が、このサイレンどないかならないかということまた、住民の皆さんから、夜勤で帰っているのに、昼寝てるのに、これどうにかならないかと。また、非常にやかましいということの意見も多々ありました。ただし、町としては、これはサイレンにおける点検ということで、議員の皆さんにも理解していただいた、こういうことが経緯でございます。

しかし、小野議員もおっしゃいますように、やはり24時間に1度、言っておられるように1度鳴らすという、点検するというマニュアル、基準もございません。そういう中で、色々業者とも話をし、どういう点検をしていけばいいかということの研究した結果、1月に1遍ぐらいでそれは十分じゃないかということも業者も判断したわけです。

ただ、今、小野議員がおっしゃいますように、例えば1秒間うっと鳴らして終わる、これこそ町民が何だということにも私はなりかねないんじゃないの違うかということも思います。ただ、そういうことの流れの中で中止したことについて、それに対して何ら町民の方から問題視するようなこともございませんし、やはり今まで言うてこられた方についても了解もあるのではないかと、このように思います。

したがって、点検については月に1度、毎月1日、1秒間のサイレンでご理解願いたいと、このように思います。今後、その1秒間によって色々支障を来すと、月に1遍、支障を来すとなれば、これはまた他の方法を考えていかなければならない。その時には

やっぱり議員の皆さん方のご理解を願う中で措置していきたいと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私が言っているのは、1秒間モーターが回るということを確認出来る、そういう技術があるんです。その音がどんなんかもまだ1回も助役さんも聞いてません。1回やってみたらよろしいねん。その音がどんな形なのか、やってみて、1秒間ですよ。1秒間にモーターのスイッチが入って回りかけて音が出てくるのは、そんなうっというような音は、私は発生しないと思うんです。ぜひとも1回それを試してください。そして、その音によって、やはり回数を増やしておくことが、やっぱり非常時の点検としての安心感なんです、数がある方がね。

例えば、こういう見方もあるんですよ。屋外にありますのでね、今まででしたら、毎日15秒間ですか、回してた。ということは、そこに色んな異物を運んで来るような鳥はいなかった。そして、今度それが1月に1回だったらね、ここには割といい場所があるということで、何かそこへ異物を持って来る可能性があるんです。担当の人に聞いたら、そういうようなものではないと言いますけどね、助役さんもお存じのとおり、ああいう鳥とか蜂とか、人間が気がつかないようなところへ巣をするんですね、安全だということですね。そういうことがあって、それでも非常時の時にサイレンが鳴ったらそれはよろしいですよ。それが原因で鳴らなかったという時には、やはり今回こういう措置をお願いしてこういう措置にしてもらった。今まで毎日鳴らしていたものをやめたためにそういうことになったと、そのように感じられたら、私としては残念で仕方ない。色々課長とも話したけど、やはりそのことについて行き違いということになってくるから、私は、1秒間でモーターが回る、そして非常時の時はそれが何秒も続いて初めてサイレンとしての音が鳴る、そういうものだと思うんです。

だから、ぜひとも1回早急にやってもらいたい、そのように思うんですが、それは、今、助役さんがおっしゃったように、とりあえず1月に1回やってみて、そして何か支障が出た時に回数を増やしていくんだとか、やはり、あつ、この音だったら大丈夫だと10月2日ですか、流してみても大丈夫だと。住民周知も全部して大丈夫だと。そしたらちょっと回数を1月に2回するとか3回するとか。そしてまた、1カ月住民に周知さして、点検としての不安感をフォローしていくんだと。私はそういうことは逆だと思うんです。だから、十分やっぱり考えてもらって、一日も早く毎日1秒間の確認調査という



ことでやってもらいたい。重ねてお願いしておきます。

それでは、最後に、私の一般質問としては今まで恒例ですが、平成17年度決算審査意見書について、監査委員の「むすび」に対する認識と対応をお聞きしたい。

毎回こういうことで質問もさせていただいておりますが、先ほどの質問者もこの「むすび」についてちょっと触れられて、私のところへ来られるのかなと思って冷や冷やしておったんですが、この中で11ページですね、先ほどの質問者がおっしゃった「小手先」云々、このことについては私はある程度認識はしておると思いますので、その下にある「多岐多数にわたる事業の見直しが急務であり、具体的には例えばこれら事務事業のすべてについて、個別に評価分析を行い、低評価事業の改廃に手を打つ以外に無いのではないかとと思われる」、そういうことで監査委員さんもおっしゃっておりますけどねこのことについても、それから最後の方ですが、「三位一体の改革により」というところから、「行政でなければ出来ない事業になるだけ絞り込む事を基本とし、競争原理、市場原理に馴染まない公の原理に基づく事業に特化を行い、交換の原理が多少とも働く性質の事業については相当の受益者負担を求める事も今日では必要である」。これは、やっぱりつらいことですよ。執行部というか、町長としては、受益者負担を求めていくということは大変つらいことだと思うんですが。「何事も行政に頼ろうとする住民の体質を根本的に改めてゆく方向を目指さなければ、単独行政の維持は難しい」、このように監査委員さんもおっしゃってます。私もこのように感じますし、これらのことについて、恒例として、その認識とその対応をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町といたしましては、監査委員のご意見を重く厳粛に受け止めているところでございます。そして、当町の財政状況がより一層厳しさを増していく中で、多様化する住民ニーズのすべてを行政サービスととらえ、行政みずからが対応することには限界があるのではないかと認識いたしております。そのためにも、事務事業評価システムを早期に確立し、その運用によって、事務事業の全般にわたる整理統合廃止、手法の転換等の見直しを行いたいと考えております。

評価対象となる事業は、総合計画実施計画に登載されたものを基本といたしまして、まずはその進捗管理シートに数値的な目標指標等を追加し、達成度をはかり、事務事業の活動状況を明らかにしたいと思っております。そして、その事業の効果的な成果を導き出す手段、また事務事業自体の再編成等のための情報提供手段としての「事業のカル

テ」とも言えるような目的を持たせることを予定いたしております。

ちょうど今年度が後期実施計画の初年度に当たりますことから、平成17年度の後期実施計画策定作業において、出来る限り多くの事業に指標とその目標値を設定したところでありまして、今年度の進捗管理から評価的な要素を加えて実施したいと考えております。

これらに加えて、公共施設管理や業務において、公共性・行政責任が確保出来るものうち、委託により経費節減が図れるもの、サービス水準を維持または向上出来るもの町がみずから行う必要のないもの、専門性が必要とされるものなどについて積極的に民間委託を推進しており、経費の節減を加えて定員適正化の面からも一定の成果を上げているところでありますので、今後もより一層進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの財政健全化の取り組みにつきましては、「決算審査意見書のむすび」にありましたように、行政の徹底した努力はもちろんのことですが行政のみで達成出来るものではなく、住民及び議会のご理解、ご協力が必要不可欠であります。そのためにも、これらの取り組みにつきまして議会にも十分ご説明申し上げながら、また住民の皆様にも十分理解を求めながら、職員一丸となって進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、幸いにも決算委員会の委員として月曜日からまた審議に参加させていただきますので、また具体的なことについても質問をさせていただきたいと思っております。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時45分 散会）